

平 成 2 2 年

(仮称)新宿区自治基本条例

検 討 連 絡 会 議

会 議 概 要 記 録

平 成 2 2 年 8 月 1 9 日

新 宿 区 議 会

開会 午後 6時30分

○辻山座長 第39回の検討連絡会議を始めたいと思います。

前回、日程調整のときに明らかになっておりましたが、大友委員と山田委員は御都合が悪いということ、それから折戸委員がきょう欠席ということでございますので、それで進めたいと思います。

なお、傍聴者は撮影の記録をとっていただいております和田さんのほかに、高田馬場の中村さんが傍聴ということでございます。

それでは、議題に入る前に配付資料の説明をお願いします。

○事務局 それでは、事務局から本日の配付資料の御説明をさせていただきます。

次第をめぐっていただきますと、資料1が条例骨子案検討作業チーム担当表になっております。前回開催以降、チーム2においては8月17日、チーム3につきましては8月16日に検討会を開いております。

続きまして資料2の地域懇談会会議録ということで、前回配付した資料と同じものですが、前回1カ所誤記がありましたので、本日のものと差しかえていただきたいと思います。

続きまして、資料3は条例素案検討シートになります。前回、総ページ数が振られていなかったんですが、本日、上部、上のところに全体のページ番号を振らせていただきましたので、検討する際におきましては、このページを使って該当箇所の説明をしていただければというふうに思います。

続きまして、資料4が骨子案のパブリックコメントの一覧になっております。パブリックコメントの総件数につきましては、最終番号30番まで、計30件の意見がございました。

続きまして、資料5が条例に盛り込むべき事項三者案比較表ということで、前回配付させていただいた資料と同じになっております。

続きまして、資料6が条例に盛り込むべき事項三者案検討課題及び決定事項ということで、前回の議論を追記させたものをお配りしております。

続きまして、資料7が自治基本条例素案の答申の構成案ということで、こちらにつきましては後ほど事務局から御説明させていただきます。

最後に資料8が前回、第38回の検討連絡会議の開催概要になっております。

本日お配りした資料は以上8点ございます。お手元に皆様ございますでしょうか。

○辻山座長 よろしいでしょうか。

それでは早速議題に入りますが、もう既に延長を繰り返しておわかりだと思っておりますが、詳しいことは申しませんが、一応素案の検討について残された課題をきょう上げなければならないということで、前文とそれから住民投票、地域自治、その他の事項というのを順次上げていくということにいたします。

それからパブリックコメントについての回答を確認していただくということ、それから3番目に条例素案全体の取りまとめについて意見があればここで検討すると、こういうことでございます。御協力をお願いいたします。

それでは、最初に素案の検討について、まず前文について、検討チーム3でお願いしております。それではお願いいたします。

○菅野委員 それでは、前文につきまして私のほうからチーム3の検討結果を御報告いたします。

資料3の右上にページ1とか、一番表紙に当たります資料3のページ1をごらんいただきたいと思います。

こちらの素案に盛り込むべき事項というところに記載をさせていただいておりますのが前回の素案から検討いたしまして、今回お示ししているものでございます。

まず全体的にである調、ですます調というお話があったと思うんですけれども、チーム3といたしましては、ですますとである調を比べた場合に読みやすさ、そして格調等々を検討した結果、ですます調でやりたいという結論を出してございます。ただ、これにつきましては、条文という形になる際に、文書法制のほうに文書的にである調でなければいけないというところがある場合についてはそれは従うというところはございますけれども、チーム3といたしましてはですます調でいきたいということで、本日ですます調で提出をさせていただいております。

それで1段落目から見ていただきたいと思います。

1段落目につきましては前回と同様で変更ございません。一応読み上げさせていただきます。

「私たちに繋がる先人たちは、かつて、みどり多き武蔵野大地の一角で集落を形成しました。以来、この地では数限りない人々が、連綿としたいのちの営みを続け、幾星霜の歴史を刻みながら多彩な文化を育んできました。」。

第2段落につきましては前回議論がございましたが、冒頭の「1947年」が先にあったところを元号を先に持ってきてまして、「昭和22年（1947年）に牛込・四谷・淀橋の三区が合併して誕生した新宿区は、江戸城につながる市街地として」——「計画的」というのがあったんですが、「市街地として発展した地域、新宿駅を中心とした新興商業地域、丘陵地の高台に位置した純農村地域など、それぞれ地域によって異なる風情を見せ、多様性に富んだまちとして都市化しながら今日に至っています。」。

第3段落でございますが、前回は「私たち新宿区は」の次に「今、名実ともに」ということがあったんですが、それを削除いたしまして、その後に「この地には」というのを入れました。「私たちの新宿区は、首都東京の中心に位置し、この地には、国内外の人々がともに

暮らし、さまざまな目的を持った多くの人が集い、日々、変貌を遂げながら活力のある国際的な都市として重要な存在感を示しています。」。前回の案では、「さまざまな目的を持った人々がこの地に集い、国内外の人々の日常生活や活動の場となり」というふうになってございましたが、より読みやすく「ともに暮らし、さまざまな目的を持った」、そして「人々」となっていたところを「多くの人が集い」という形で整理をしています。

続きまして、第4段落でございます。

前回は、「この地を舞台に活躍した文学界を初めとするきら星のごとき幾多の人材」という形になってございましたが、前回の議論及びチーム3の検討結果、「夏目漱石」という記載をして文言整理をいたしました。

「私たちの新宿区は、人々が営営として」——この「営営」の「営」なのですが、前回ですと、「人々の」二文字目の文字と同じ漢字だったんですが、「営営」という場合には漢字を二文字重ねたほうが正しいという話がございます、**「営営」**としております。

「人々が営営として築いてきた価値ある歴史や文化が随所に息づくまちであり、日本を代表する文豪夏目漱石をはじめ幾多の貴著な人材を輩出しています。

私たちの新宿区は、また、時代の先端を切り拓く新しい文化の発信源として、進取の気風にあふれたまちであり」となっておりますが、「進取の気風に富み、エネルギーに満ちた庶民のまちです。

こうした歴史的・文化的遺産や地域の風土は」——前回、「地域的風土」となっておりますが、「地域の風土は、新宿区の持つ優れた特性として、私たちが誇りとするものです。」といたしました。

続きまして、2ページ目をお願いいたします。

第7段落でございます。

「今、待望久しかった地域自治の時代の幕が」というところを「今、地域自治の時代の幕が開けようとしています。」といたしました。

あとは文言整理でございます。通して読ませていただきます。「今、地域自治の時代の幕が開けようとしています。

新宿区が持つ特性を生かしながら、安全・安心な社会、持続可能な社会の実現を願い、情報の共有化や区政参加の促進を図り、成熟した地域自治をこの地新宿に花開かせることは、私たちに課せられた大きな使命です。」。この段落に前回は「市民主権の旗印の下に」ということがございましたけれども、この文言につきましては「地域主権の下」という形で次の第8段落へ挿入をいたしました。第8段落でございます。「私たちは、新たな時代の流れを深く自覚し、世界の恒久平和や地球環境の保全を希求し、互いの人権や個性を尊重し合いながら、地域主権の下」——申しわけございません。一番大切なところを読み間違えました。

「市民主権の下、この地に最もふさわしい私たちが主役の自治を創造します。」にいたしました。

最後の段落におきましては、全体的に読みやすい表現にするとともに、最後の2行目に「ここに新宿区の」というのを挿入いたしました。「私たちは、世界からこの地に集う人々と共に、互いの持つ多様性を認めあう多文化共生社会の実現を目指すとともに、新宿区の優れた歴史や文化を世代を超えて継承し、一人ひとりの思いをしっかりと基盤に据えた地方政府をつくり上げる決意を込め、ここに新宿区の最高規範としてこの条例を制定します。」。

以上でございます。これにつきましては、チーム3で検討に検討を重ねまして、本日お示しをしているところでございますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○辻山座長 大変御苦労さまでした。

チーム3の方で補足意見などございましたら。

○佐原委員 今菅野委員からの発表があったんですが、たしか2ページの一番上、「今、地域自治の時代」、この後ですけれども、「時代を迎えようとしています」という訂正がたしかあったと思うんですが。（「違う違う」、「それは議会で議論していたとき。小委員会で」と呼ぶ者あり）小委員会、失礼しました。

○斉藤委員 1ページ目の4段落目、下から3行目、「進取の気風」に変わっています。前回「気象」という言葉が出たと思うんですけれども、「気象」も間違いない、「気風」も間違いないということで、「気風」というのはもう少し地域を狭めたところというところの意味があるそうです。「気象」となりますともっと広い範囲示すので、新宿区の場合は「気風」にしようということになりました。

○辻山座長 なるほど。そのほかよろしいでしょうか。

では、皆さんの御意見を伺います。

○根本委員 大変ありがとうございました。それで、座長からこれはコンクリートに近いということだからということで、もうほぼコンクリートが固まっているんですが、ちょっとだけ。

今佐原委員のほうから言われたんですが、これを受けて、うちの小委員会がすぐ次の日にありましたもので見させていただきまして、大変よくできているということですが、「今、地域自治の時代の幕が開けようとしています」というのはちょっと固い、あるいは古風、あるいはもうちょっとわかりやすくというようなことで、「今、地域自治の時代を迎えようとしています」ということではいかがかと、この1点だけでございますが、もう固まっちゃったということなら、固まっちゃったでも結構なんです、そんなようなことが小委員会で全体でまとまりましたもので、御検討いただければと。

○辻山座長 ほかに御意見。

○高野委員 ここに第2段落の2行目のところで、「江戸城につながる」というところなんで

すが、これは新宿区の歴史を調べますと、新宿区の現在の町並みは江戸時代から計画的に武家屋敷や寺社を配置して、それで町並みとかいろいろな形で今の市街地を形成されてきたということなので、この「計画的に」という言葉を削ることによって、言葉がちょっと。そうすると武家屋敷や何かはどうなるんだという話がまた出てきてしまいますので、その辺のところをちょっと考慮していただきたいということを申し上げます。

それとあと余り学がないのでよくわからないのですが、「人々が営営として」という意味がよくわからないんですね。これ何なんですか、これを教えてください。

○樋口委員 2段落目の元号と西暦のことですけれども、ここでは元号が先になっていますけれども、このようにした理由とといいますか、教えてください。

○菅野委員 この点につきましては、前回議論になったところだと思うんですが、チーム3といたしましては、現在の条例等の書き方がいわゆる「昭和」というところが先にあるというところで、チーム3といたしましてはこういった形にしようという形にさせていただきました。

○辻山座長 新宿区の現存する条例は元号括弧西暦という慣例になっている、そういうことね。それとの整合性ということで。

今3点、4点出ました。この「営営と」というのはちょっと意味不明。どんな思いで使われたのかということですが、

○菅野委員 意味で見ますと、せっせと休みなく励むさまですとか、しきりに往来するさまですとか、あくせくと働くさま等がございまして、やはり漢字で見ますと「営営」と同じ漢字になってございます。

○久保委員 そういう意味からの「営営」というのは、歴史的に長い間という意味合いを込めた言葉として使われているんだと僕は思います。非常に歴史的なというのを思いを込めているとか。（「そういう言葉に書いておられる」と呼ぶ者あり）

○辻山座長 なかなかかわり得る言葉——「歴史」ということも後ろに出てきているので、「歴史」や「文化」と出てきているから。「営営として」というのはなくすると確かに重みがなくなるなという感じがしますね。今言われたようなずっと時間をかけてという——そうしたら「時間をかけて」と書けばいいんじゃない。

○久保委員 「長い間」。「長い間」だったら簡単。

○野尻委員 基本的に前文をおつくりくださった議会のおつくりくださった方の言葉の選び方といいますか、「連綿としたいのちの営み」とか「幾星霜の歴史を刻みながら」とか、非常に文学的であり、重厚さ、重みがあるんですね。そういう言葉を使ってきているので、ここは「人々が営営と」とか、また次の「時代の幕が開けようとしています」とか、その一連の流れがあるんですね。それは私たちチーム3ではのみました。

○小松委員 「営営として」というと、先ほどの「あくせく」とか。「連綿として」と今野尻委員がおっしゃいましたよね。「連綿として」とするほうが長く続くと言った意味は適切なんじゃないか。どこかに入っているんですか。2つ入っている。

○野尻委員 2行目で使っていますので、それであえて二度は使えないということです。同じことです。

○樋口委員 「営営として」というのはそんなに珍しい言い方ではなくて、こういうことを言い争うとするときには使われている言葉ですから、私はこのままでいいと思いますけれども。

○辻山座長 どうですか、「営営」でいいですか。やはり引かかる……。

○あざみ委員 長く「連綿として」というのとはちょっと違って、「人々が」というところが、やはり人々が時間をかけていろいろつくってきた歴史みたいなのを表現しているんだと思うんで、単に長いとか、そういうところではないので、私はここにふさわしいかなというふうに思ったりするんですが。

○辻山座長 どうでしょうね。よく見る表現ではあります。これ時間をかけて、しかも人々が汗を流してみたいなニュアンスも含まれているんですよ。

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

先ほどの「計画的に」というところについてはどうでしょうか。どんな扱いにしたらいいですか。これ入れるとすればどこに、「計画的に発展した地域」というのは挿入で済む話ですか。（「そうです、はい」と呼ぶ者あり）もともとあったんですよ。（「はい」と呼ぶ者あり）

これはいかがでしょうか。チーム3でも「計画的に」を削るに当たっての議論はあったと思いますが。

○野尻委員 行政のほうで調整してくださったときに伺った話では、計画的にしたかどうかわからないではないかという話で、それで削っていました。だから、それは今高野委員のお話でこれを入れなければアウトですよ。

○菅野委員 入れてはいけないということはない。読みやすいという形で。ここだけ「計画的に」というのが入ると、ほかは計画的じゃなかったのというような議論もあったと思うんですが、そういう深い意味での「計画的に」という意味ということでございましたら、全体的にいいんじゃないかということであれば。いや、削ったほうがという話ではございません。

○久保委員 この前文というのは、このもとをつくった人に対して申しわけないんだけど、批判じゃないんですけれども、ほかの自治体の前文と全く違うというのは、非常に文学的なきれいな言葉でつづられているところに意味があるんですね。そういう中に象徴的なのはさっき言ったように「連綿として」とか「営営と」という言葉なんだと思うんです。そういうイメージの中から「計画的に」という言葉が非常に戦後的な、戦国時代から江戸時代の感じが

消えちゃうんですね、僕の感覚では「計画的に」は戦後の感じが。だから、「意味はわかるけれども、この際目をつぶっちゃったらどうなのでしょう、高野委員」と言いたいですね。

○高野委員 そのことにかんがみまして、一応江戸普請ということで江戸時代からずっとつくってきて、ここは何でそこを入れるかということになると、神楽坂とか四谷地域とか、牛込のところとその部分はある程度そういう形で作ってきたと。それとまた駅中心のということと、あと丘陵の地という形での一応地形、地勢を入れているわけなので、こういう形ででき上がってきたというところが本来の趣旨であるので、江戸時代という時代が「計画的に」ということがあり得るのかという疑義に関してもちょっといかがなものかなというような感じもするし、それから時代背景から「計画的に」という言葉でということとは、ふつり合ということではないと、そういう形で江戸時代からやってきたという歴史は面前に残っておりますので、その部分は御理解いただければというふうに——ここはちょっと引けないかなというところであります。

○久保委員 牛込、四谷が特にそうなんですけれども、江戸城を中心にして半径何キロの江戸城を取り巻いているのがお寺なんです、これが四谷と牛込なんです。そして、それは物すごいと思うんですけれども、家康はね。やはり戦国時代から戦いをして、江戸に幕府をつくって、それには絶対にこの江戸城を中心にした江戸幕府を防ぐんだという強い決意で全国からお寺を集めたことは事実なんです。本当に四谷、牛込、みんな周りをお寺が取り巻いています。お寺で守って、日本人の戦国武将を初め、お寺には火をつけないと、そういう戦略的価値を持って江戸城を取り巻いたんです。これははっきり言って計画的につくってきたことは事実なんです。だから、その内容は僕はすごくわかる。ただ、「計画的に」という言葉が非常に文学的から遠かったからあえて言ったんだけど、そういう意味では徳川家康の時代から本当に徳川家は計画的に江戸のまちをつくってきたことは事実ですよ。

○樋口委員 そのお話は区民検討会議のときも都市計画の専門にしていらっしゃる委員の方からも話が出まして——私などは疎い部分ですけども、それでそういう歴史というものを非常に感じました。表現としては「計画的に」というのがあれかもしれませんが、ここはそういう歴史的な背景も含めて背景を書いているところですから、ある意味では非常に特徴的なもので、日本の近代、そこを形づくっているもとの地域なんだということもあらわせるんじゃないかと思いますので、私は区民検討会議でもそういうお話があったものから、入れてもいいんじゃないかなと思いますけれども。

○辻山座長 どうですか。

○根本委員 これも別に議会で議論になっていなくて、これ消えていたからそのままだったんですけども、「計画的にまちをつくった」というのはどの時代のことを言っているのかというのはありますよね。江戸城を中心にして計画的。新宿駅を中心に新興商業地域として計

画的につくってきたということもありますよね。ですから、四谷、牛込が計画的にということじゃなくて、やはり四谷、牛込というのは江戸城につながる市街地として発展したということ強調して、新宿駅は——四谷から言わせると大きいところは外は豊かなまちだと、こういう話になっちゃうんだけど、やはり新興商業地域としての特徴をあらわす。それから純農村地帯というような、そんなようなことのほうが穏やかな表現としていいんじゃないかなというふうに私は思うんですけども。

○小松委員 計画的にと例えば江戸城外堀は徳川家康の構想を3代の家光になってやっと外堀を完成させた。やはり長きにわたって計画的に江戸のまちづくりというのは取り組んできているという。単にまち、市街地として発展したというよりは、計画的にしてきたという長いスパンということは、そういう意味で区民検討委員はここを強調したいんだらうと、こう思う。この「計画的」という文言は、計画的に発展したというのは、そういった意味でまちづくりにおいてもとても大切なことと考えますけれども。

○辻山座長 江戸の都市計画って研究している人がいるぐらいで、江戸の都市計画という言葉は成り立っているというか、学界では使っていることは使っているんですよね。それを「計画的に」という表現でいいかどうかというのはありますけれども、どうでしょうか。久保委員は入れることで……。

○久保委員 僕は、ほかに言葉がなければ、意味が非常にあるんですね、「計画的に」って。本当に新宿区のまちはそうですよ。百人町に鉄砲隊を持ってきたり、いろいろな意味で納戸町にしても名前からしても、本当に計画的につくられてきていることは事実ですよ。もし、計画的に入っていないとしたら斉藤委員がいらっしゃる落合ぐらいでね。（「文化村つくられています」と呼ぶ者あり）そういうことで、僕は言葉がなければ意味があるんだと思います、非常に。だから、どちらでも結構です。

○辻山座長 ということになると、根本委員が最後に言ったほかのところも計画的じゃないかということとの調整だけが残りますが、「江戸城につながる市街地として」……。（「そこが江戸時代からあるというところがあってそのフレーズが計画というところにつながっている」と呼ぶ者あり）いいですか。

○野尻委員 「江戸城につながる」という言葉も変えてあるんですね。そこもちょっと高野委員に大丈夫かどうか伺いたと思います。高野委員のお話の「江戸城につながる」んではなかったんですよ、もとは。（「江戸時代から」、その言葉にしてもらいたい、「江戸時代から計画的に」と呼ぶ者あり）ちょっと言ってみて。

○高野委員 その部分は、「昭和22年（1947年）に牛込・四谷・淀橋の三区が合併して誕生した新宿区は、江戸時代から計画的に市街地として発展した地域、新宿区を中心にした新興

商業地域、丘陵地の高台に位置した純農村地域など、それぞれ地域によって異なる風情を見せ、多様性に富んだまちとして都市化しながら今日に至っています。」という形でできればやっていただきたい。

○辻山座長 なるほど。「江戸時代から計画的に市街地として発展した地域」というふうにする。

○高野委員 これでワンフレーズですね。（「そうすると、根本委員の意味も恐らく入ってきていますね」と呼ぶ者あり）

○辻山座長 そうですね。では、そういうことでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

そしたら、あと出ている意見では次のページの冒頭、「地域自治の時代の幕が開けようとしています」、これを「地域自治の時代を迎えようとしています」というようなニュアンスにしたらどうだ、こういうことですが、これについて御意見を伺います。

私、個人的にはだれかが幕をあけようとしているのか。多分、自然にあいてくるんだろうというようなことなのかということが不明だなという感じはしていたんですけども。だから、「迎えようとしています」も実は時代が客観的に動いてきていることを表現しているだけで、今この基本条例で「地域自治の幕を開ける」といっているわけではないということになりますので、そこをはっきりさせるかどうか。

どうですか、御意見はございませんか。

○小松委員 そういうふうに言ったのは私が発端なんですけれども、「幕が開けよう」というのはおどろおどろしい感じがして、もっとさらっとシンプルにしたほうがいいんじゃないかなという感じがしたものですから、それを根本委員長がさらっと直していただいたと、こういうことですね。

○辻山座長 これチーム3としてはこだわる表現というわけではないでしょう、古いほうが。普通に変え……（「きょう欠席したチーム3の会合はここで終わったんですけども」、「やはり「幕を開ける」だけど、——まあ、「迎える」のほうがやわらかくていいんじゃないということでもとまったという話でこれは」と呼ぶ者あり）なるほど。（「本当に地域自治の時代なんですかね」と呼ぶ者あり）それは……（「まだ」、「だから、何もうたっていないのに、急にこんな地域自治なんか出されたって困りますよというのが本音なんですけれども。今まで全然うたっていないじゃないですか」、「だから、うたうんです。幕があくんです。「地域自治と新時代を」とか、そういうのもつけ加えたりいろいろ考えたんですけども。幕があけると……」、「いい言葉浮かばないですね」と呼ぶ者あり）こういうのは昔、僕も地方分権改革のときに、「分権時代がやってくる」という言葉を使って、先生方にこっぴどくしかられたことありましたけれども。だれが運んでくるんだといって。トナカイに乗ったサンタでもいるのかとか言われていて。そういう意味では大変表現が難しいところでは

けれども。

○小松委員 文章がオーバーかわかりませんが、「地域自治のあけぼの」、もっとおどろおどろしい。もっとおかしい。（「もっとオーバーじゃない」と呼ぶ者あり）もっとオーバーですね。

○久保委員 気楽にという思いであれなんですけれども、幕が開けるとかおりとかが、上がるとかという、何かその後に歌えもんか何かが出てきそうな感じがして仰々しいんで、何かほかの言葉がないって、みんながないものだから何となく「迎える」でいっちゃったんですね。それで、「迎える」は別にだれにも違和感がないしということで「迎える」を出しちゃったんです。要するに歌えもんが出てくるのがちょっとよくない、こういう感じです。

○木全委員 そういった意味では、私も「地域自治の時代の幕が開けようとしています」というと、幕がみずからあけようとしているのかという主語が非常に不明確ですよ。そうすると、そういった意味では「時代を迎えようとしています」というほうが客観的なのでいいと思うんですけれども。何か「幕が開けようとしています」というのは主語がかなり不明確だというふうには思いますけれども。

○辻山座長 確かに。では、これでいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

高野委員は大体地域自治の時代って来ようとしているのかどうかという認識の問題を一回出されたんですけれども、来そうだなぐらいのことでいいかなと。（「一番シンプルは「迎えよう」のほうが」と呼ぶ者あり）確かにね。では、「迎えよう」ということにしましょう。

○土屋委員 第4センテンスの2段落目なんですけれども、「私たちの新宿区は、また、時代の先端を切り拓く」の文章なんですけれども、主語と述語を見たときに、「私たちの新宿区は庶民のまちです」。決して庶民のまちじゃないと思うんですね。最初は「庶民のまちでもあります」という形だったので違和感はなかったんですけれども、ここで「でも」というのが抜けちゃったので、何か庶民だけのまちのようなイメージが感じられるので、どうして「でも」が消えたのかということと、それと最後から2段の「市民主権の下」というところなんですけれども、「市民主権の旗印の下」だったら「何々の下」という言い方はすると思うんですけれども、何か市民主権の例えば思想——「思想の下」というのもおかしいけれども、何か「市民主権の下」という言い方にちょっと違和感を感じるんですけれども、そんなことはないんでしょうか。

○辻山座長 どうでしょう。確かに、最初の御指摘、「いろいろな人が」と言っているには最後に庶民のものにしちゃったなんていう感じは私もちょっとします。これどうでしょう。「庶民のまちでもあります」というような表現がいいという。

○土屋委員 最初はそうだったんですね。今回、何かそれが抜けちゃって、「庶民のまちです」になっちゃった。

○辻山座長 これどうでしょうか。御意見を伺います。

○久保委員 「庶民のまちでもあります」のほうが、これよりはいいとは思いますが、同時にここで言っている2行というのは庶民のまちの特性ではないんですよね、特別。

○木全委員 「でもあります」にすると、何かがあって……

○辻山座長 そうそう、「これでもあります」。最初のほうは何だという。

○木全委員 最初のほうがないんですよ。そうなので、ここは「庶民のまちです」ですけども、「エネルギーに満ちた庶民のまち」だということを言っているわけで、単に「庶民のまちです」というふうにだけとられてしまうと、修飾語がついて初めて成り立っているのかなというふうには思いますが、でも、「でもあります」という表現だともう一つ何かがないとちょっとおかしくなってしまうかなという気はしますが……

○土屋委員 そうしたら、「庶民のエネルギーに満ちたまちです」という形だと、ちょっとまだいいのかなという気はするのですが、ちょっと違いますか。

○野尻委員 この段落は、4つ目の段落ですね。最後に「こうした歴史的・文化的遺産や地域の風土は」とございます。これは初めの「歴史的・文化的遺産」というのが初めの3行なんです。その次の「庶民」のところは「地域の風土」なんです。ですから、「また」で、「私たちの新宿区は、また、」というのはつないでいるということで、そういう特性を持ったものの一つの特性としてこういうまちでもあるということなんです。「でも」というのをまた言ってしまいましたけれども、「庶民のまち」と、こういうふうにされているんですね。それで、「庶民のまち」にかかっていくのは、「進取の気風に富み」と、それから「エネルギーに満ちた」というのは「庶民」にかかっていくので「庶民のまち」に。「まち」にかかっていくので、これは先に「庶民」が来るよりも、「進取の気風」というのと「エネルギーに満ちた」というので両方がかかっていくと考えていただいて、このままのほうがいいと思います。

○加賀美委員 特に庶民にこだわっているわけではありませんので、「庶民」を取っちゃったほうがいいんじゃないかと。

○辻山座長 僕も賛成。「まちです」にしちゃうんでしょう。「エネルギーに満ちたまちです」。（その他発言する者多し）いいですかね、「エネルギーに満ちたまちです」。（「はい」と呼ぶ者あり）

あとは……

○高野委員 このまま「文豪夏目漱石」をスルーするということはちょっと……。一回議題にのせないで。それで、今さらながらどうしようということは余り考えていないんですけども、一応どうしてここに入れたのかということだけ説明してもらって、納得するように説明してください。よろしく。

○菅野委員 前回の議論でもあったと思うんですけども、やはりどなたか名前を入れるべきだという話のもとで、夏目漱石というのが一番だろうということで、前回御意見もいただきましたけれども、「夏目漱石」であれば、だれも——だれもって、今高野委員が異議を唱えているところで申しわけないんですけども。というのを踏まえまして、チーム3としましては、夏目漱石ということで、夏目漱石であればお一人の名前でほとんどの人々が夏目漱石ならということでいけるだろうということと、やはり具体的に貴重な人材の名前を入れるべきだろうということで入れさせていただきました。

○野尻委員 夏目漱石が日本の誇りだけではなくて、世界に名立たる文豪ですよ。ですから、この方はぜひとも入れたいというのがありまして、前文にこういう個人名を入れるというのは空海というのがあったんですけども、五十幾つのところの条例の中の前文で空海一人だけだったんですけども、でも夏目漱石は世界的な人物なので、これはどうしても一人だけは入れておこうということになりました。

○辻山座長 なるほど。高野委員、今の御説明でいいですか。

○高野委員 わかりました。

○辻山座長 そうしたら、先ほど出された「市民権の下」という、この固まりってちょっと違和感があるなという御指摘でしたけれども、どうですか。例えば、「思想の下」とか「理念の下」とか何か入れるということでしょう。（「何かが入ったほうがいいですね」と呼ぶ者あり）そんな感じしますね。「市民権の下」というと、もう確立されているようなニュアンスが。

○久保委員 それだったら、かぎ括弧で市民権をくくんなかったらおかしいですよ。だって、それでもやり過ぎだから、何か言葉が入ったほうが自然ですよ。

○辻山座長 どうですか、「理念」ぐらいで手を打ちますか。（「「理念」でいいんじゃないですか」と呼ぶ者あり）そうですね。「理想」にしちゃうと余り遠くに感じちゃうしね。

○佐原委員 ここの文言は、私たち一番譲歩したところなので。今、この前の「市民権の旗印の下」ということそのものを削除してもらうことでやったんですが、条文に入れないというところで1カ所ここに入れるということで皆さんと話し合ったんですが、このつながりとして、この最後から2段目の「私たちは、新たな時代の流れを深く自覚し、」という文章の流れからして、この位置でこの文言で——実は、これもちょっと少し心の中にあるんですが、ここが最低のことなのかなと思っています。この言葉で「市民権の下」という後はこの文で私は別におかしいとは思わないんですが。

○辻山座長 「市民権の下」で。

○佐原委員 ええ。

○辻山座長 そういう意見もありますが……

○野尻委員 会則なんかがありますと、「にのっとして」とか、「下ということにのっとして」とか言いますね。ですから、「会則の下、私たちは動いています」とか。それから、あとここに「理念」と入れますと、本条例の「基本理念」というのがその後に出てきます。よく前文では「本条例の基本理念にのっとり」とか、そういうふうなのは入ってくるところがあるので、ちょっとここで「理念」を入れてしまうと紛らわしいかと思いますが。

○辻山座長 確かに紛らわしいね。

「国民主権の下」というようなことを言ったりしますが、それは国民主権というのはある意味では定義が固まっているというようなことがありますので。市民主権、まだ目標概念であったり——そこがちょっとね。ただし、おっしゃるとおりここで「理念」使うと、ほかのところで困ってしまう。

○野尻委員 「市民主権の概念の下」というのは……

○辻山座長 まず固い。もうもとに戻したらどうですか、「旗印の下」って。これもまがまがしいというイメージ。やはりね。（「旗印ってちょっと仰々しいので、「旗印」はやめましょう」、「このままでいいんじゃないですか、あえてここで……」と呼ぶ者あり）

○小松委員 佐原委員がおっしゃいましたけれども、ここに「理念」が入ったほうが弱まると思うんですけれども、反対に。ですから、もう少しやわらかくぼんやりさせることができると思いますけれども。「市民主権の下」というほうがもっと強めていると思うんですよ。佐原委員の少しそこを弱めたいと思うのであれば「理念」を入れたほうがいいと思うんですけれども。（「親切か」と呼ぶ者あり）いやいや、親切に言っているだけです。（「まあ、いいけど」と呼ぶ者あり）力入れておっしゃったけれども、おかしいなと思って、まあ、いいでしょう、これで。望むところですよ。

○辻山座長 「市民主権の下」、そうだよ、ね、「創造します。」だから。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、そういうことにいたしましょう。

これにこんなに時間がかかるとは思っていませんでした。約1時間かかりましたね。

それでは、次に住民投票について。

これは前回からの宿題になっていて、議会案をといいましょうか、小委員会のほうで議論していただくということでございましたので、まず最初にその経過と結論について御報告をいたしましょう。

○根本委員 この前の8月10日の検討連絡会議でまだ十分に検討できていませんということで。8月17日に小委員会を開きまして、改めてこの問題で議論いたしました。

区民委員の皆さんの案をもとに議論いたしました。小委員会としては意見の一致に至りませんでした。

1つは、住民投票条例制定委員会を——制定委員会といいましょうか、そういうのを設置

し、その上で十分な議論をすべきであると。この自治基本条例の中に発議者数、あるいは発議権者云々かんかんを入れ込むのは議論不足であるというのが1つ。

もう一つは、住民投票の項は自治基本条例の注意事項をなすものであり、答申を延期しても議論をし、書き込むべきであるというような意見に分かれました。

私のほうで委員長の取りまとめとして、例えば「常設」ということは文書として書き込まれているのであるから、附帯意見なり、申し送りというような方法で区民委員案を書き込んだ上で区長に答申するということではいかがかと。

それから、延期すべきであるという意見については、8月26日の区長の答申は、時期的にタイムリミットであると、延期はできないということで申し上げましたが、きょう率直な意見を各委員から出ささせていただいて、区民の皆さんの忌憚のない意見をいただいて、そして21日にもう一回小委員会を開こうと、このようなことでございまして、まことに申しわけありませんが、意見の一致を見なかったということを報告させていただかざるを得ないと、こういうことでございます。

○辻山座長 議会の方で補足的な御発言はありますか。

よろしいですか。

では、皆さんの御意見を伺いますが。

○あざみ委員 私は、書き込むべきだという側です。書き込む必要、議論が足りないというようなことで時間切れみたいなことで、そういうことで書き込まないということにはしないでほしいと。ですから、延長してもやるべきだと、答申を延期してもやるべきだというふうに主張しましたがけれども、それはやはり住民投票がこの基本条例にとって非常に中心的な課題であるし、区民の皆さんもこのような提案を長くしているわけですから、そういうことはやるべきだというふうに主張しましたがけれども、書き込まないというふうに主張していることについてはもっと説明をされるべきだというふうに思いますけれども、佐原委員、いかがでしょうか。小委員会で述べられた意見が、それが表に出ないとなぜ書き込まないのかというのを質問されるかもしれませんが、先に言われたほうがよろしいんじゃないでしょうか。

○佐原委員 それでは、私が質問を受けて言う前に区民委員の皆さんにお聞きしたいんですが、18歳と6分の1という数の根拠をちょっとまだ——、一度聞いたかもしれませんが、もう一度再確認のため教えていただきたいと思います。

○高野委員 余分な話をします。余分な話は、まず我々は10分の1でいこうということでまず考えていたと。そのくらいの気持ちで、どうしても住民投票というものをいかにして区民の意見を酌み入れてもらうかということを考えていたと。その中でいろいろほかの条例の例示を見ながら、そうするといろいろな形で3分の1のところもあったり、8分の1のところも

あったり、6分の1のところもあったり、あとそれより低いところもありましたが、そこで3分の1だったら全くこれこんなもの書かなくなっていくわけで、3分の1も通れば議会も首長もみんないろいろな形で手続ができるわけですから。そうすると、今そこで自分たちが考えたのは、合併時における割合というのが6分の1だろうと。だから、そこぐらいは最低でも検討するべきではないかと。では、有権者が何人いるんだというところで考えて。検討した当時は、約24万九千幾つとかという数字があって、25万人ぐらいいたと。それでかつ18歳を含めると、そこに約5,000人ぐらいふえるんじゃないかという数字も出ました。では、そのうちの何人なんだということを計算していくと、約4万幾らという、1,000人とかという数字も全部何分の1だと幾ら、何分の1だと幾らということを検討してきました。そうすると、最低限このくらい集めるの大変だよという中で、かつこの間近々の話で町会連合会のほうから出た議案の中においても、あれでも結構それ相応の数字が出てきたという状況でもありますので、かなりのハードルが高いだろうということで、ではそのハードルの部分を6分の1というハードルにしたことによって、これでぬるいという形になって、これをまた5分の1じゃないとだめだとかという話になると、その部分に関しては、全く我々のほうはそれを本当の意味で5分の1だとか6分の1でお互いの何か商売じゃなくて、足元見てどうだこうだとかというふうな駆け引きをするつもりは全くありませんので。本当の意味でこの割合が6分の1と18歳という条件がある程度御理解いただけないようであれば、例えばこれは恐らく議会では無理でしょう、今まで合意形成なんかしたことないんですから。だから、これ多数決でやるという言い方は絶対にしたくないんで、やはりこれは合意形成したいです。ただし、その中でいろいろな意見もありまして、これ書き込んだところで、では反対している会派はそこで反対すればいいじゃないかと、議決のときに。そうすれば、それもいいじゃないかという意見もありました。それは今求めることではないので、だから、ここはこういう形でやっていくということはどうして言ったかということ、やはりこのとりでという意味合いでしか考えていないわけではないんですよ。ということは、区民が本当の意味で住民投票ということを条例をつくって投票が本当にあったということで事例があったのかといっても、そんなに数えるほどしかないし、それが本当の意味でそこまで我々は本当に直接請求権という形をここで確実に一つでも自分たちの意見を通したいということを考えて、どうしても譲れない部分がこの間出しました住民自治の、いわゆる地域自治組織の話と、この住民投票と、それから用語の部分のところだけありますので、これはどうしても区民検討会議としては、本当にあいまいな気持ちで今来ていません。6人、今みんな同じような形でしか答えが出ませんので。だから、もし先ほどの例示があったようで、その例示の中のうちのほうはこういう形をとりますということは一応考えてはきていますが、今そこを発言する必要性がないのでしません。

○佐原委員 どうもありがとうございます。

私も実はむやみに反対しているんじゃないくて、議論してほしいというのは、1つは発議権者が18歳、それから6分の1の根拠というのは、恐らく地方自治法による直接請求、市町村の合併特例等に関する法律を基準にして各地域で、例を出すと豊中市ですか、の市民条例の市民投票制度の中に請求に必要な署名人数、市内に住所を有する満18歳以上の者、外国人を含む6分の1、根拠、これは特例法の第4条の11項を参考にしてつくっていると思うんですよ。ただ、ここに請求権者はいずれも普通地方公共団体の議会の議員及び地方の選挙権を有する者として書いてあるわけですよ。新宿区と豊中市の違いは、豊中市の場合は人口は39万人ぐらいですよ。外国人の方がいるのが1.1%、それから新宿区は35万人で約11%という比率がかなり高いわけですよ。当然住民というのは、地方自治法の第10条の第2項で住民は、法律を定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく——当然御存じだと思いますが、これを抜かして議論されると、この住民投票条例というのは大変な行きつく場所が、私たちが考えているのと違う方向に進む傾向があるということ——、当然今言ったように住民の定義と、それから、やはりここに参政権という問題が出てくると思うんですが、住民は——もう当然外国人の方も含まれていますけれども、この中の地方自治法の中の第11条、第12条、第13条という項には選挙権や直接請求権に関する規定では、すべて頭に日本国民たる普通地方公共団体の住民、これが冠されているんですよ。これはあくまでも日本国民であるということが大前提の中の6分の1であれば、私は当然それはそれなりの6分の1でいいのかなと思います。ただ、私、これ個人的ですけども、18歳というのは請求権者については、日本国憲法の手続に関する法律ということで今施行されていませんが、やがて流れとして18歳以上になるであろうというところで、18歳以上というのは私はのみ込んでもいいと思っています。ただし、今新宿区の人口が35万人の外国人籍の方が3万5,000人ぐらい。そうだと、これは今言われた住民投票条例で6分の1というふうにすると、約4万2,000人ですよ。その中で3万5,000人の外国人の方の有権者が2万人いたとします、学生さんも多いですから。そうしますと、あと2万2,000人、これははっきり言ってクリアできますよね。そういうものがあると、やはり——これは、住民投票条例というのは新宿区に多大な影響があるということに限定されているわけですから、そうしますと、大きな問題としては恐らく区長のリコールとか、もっと——これも大きな問題だと思うんですけども、それでさえも3分の1ですよ。でも、区民の区政の大きな影響というのは、恐らく区長のリコール以上のものが出てくるんじゃないかと私は思います。そのときに、6分の1だったら、これはクリアできますよね。毎月やるような感じになりますよね。だから、私ははっきり言って、ここの辺もちゃんと議論してやってもらいたいというのが私の意見です。

○齊藤委員 傍聴者がたくさんいるので、あちらのほうに向かって言わせてもらいます。

まず、時間をかけてもう少しちゃんと会議をしてもらいたいという中で、個別条例、住民投票条例の中でやるという話があるんですが、今決められないことが本当にここで決まるのかどうか、それがまずありますね。それと今外国人の話が出ていましたが、例えば4万2,000人でできるという中で、外国人が3万5,600人ですか。3万5,600人じゃ無理なわけですよ、4万2,000人ないと。例えば、外国人の方が我々は区民にとって全然利益にならないことを提示してきても、ほかの残った区民の人たちは参与しません。ですから、条例、要するに住民投票が本当にできるかとなってもなかなか外国人だけじゃ、それはまず無理だろうと僕は思いますけれども。

○佐原委員 外国人だけで住民投票をやるのではなくて、外国人に投票権ができたときに、さまざまな問題でそういう人たちの手をかりて投票をすればクリアできる人数ですよということなんですよ。だから、私はどうしても外国人を差別するんじゃないんですよ。我々は前文にも多文化共生というのは私は一言も言っていないわけですから、外国人の皆さんがやること自体、私は何一言も言っていないです、みんなでやることですから。しかし、ここに関してだけは、地方自治法を超えてはならないと私は思っているんです。そういう意味では、もし書き込むなら「3分の1」ですよ。そして、（「そうしたら議会解散請求する」と呼ぶ者あり）そういう数字になっていると思うんですよ。

○あざみ委員 佐原委員がこれまでなかなか書き込むということに賛同できなかった理由をこれまでもありましたけれども、それは議会の権限とのバッティングというんでしょうか、その辺で私は迷っていらっしゃるのかなというふうに思って、それだったらまだ話はわかるというんでしょうか、変な話。それが理由が外国人のところで引っかかるということが最近になって表明されて、私は非常に議会として本当に申しわけないというんでしょうか、これまで多文化共生とか、人権ということをさんざん総論で言ってきて、各論になってこういうふうになってしまっただけはどうするんだというふうに正直何とも言えない気持ちでいるので、地方自治法にそのようなことが書いてあるということですけども、これまで住民投票条例をつくってきた自治体は200近くあるんじゃないかなと思いますし、その中でも多くが外国人、永住外国人を含むというような規定を設けていますし、自治基本条例の中でもそういうふうな規定を既に設けている自治体も出てきていますし、そこにこだわるということは、本当に今の流れでは全くないと。それこそ国際的な新宿区と言われているところがそれを言っちゃっていいのかなというのを本当に思いますので、ぜひちょっと考え直していただきたいというふうに思います。

○佐原委員 私は、大事なところだから話をしてほしいわけです。私は、ここの自治基本条例の中に入れなくても、しっかりと議論できるところあるじゃないかと。ただ、この間、私区

民委員の皆さんから聞いた話、とりあえず18歳、6分の1でいこうよと。それで、外国人問題触れないでいこうという——触れずでしたがね。だから、私は新宿区の最高規範となるんだったら、本当にそこが触れていかなくちゃいけないところじゃないかなと私は思ったわけだよね。

○高野委員 何かちょっと議会の答弁しているような形で、けんかを売るわけじゃないんですけども、ただ今、何で18歳という形をしたかということになると、本当はみんな区民の中で14歳から始まったんですよ。14歳にも投票権つけないと。そうすると、子どもの意見を入れて、子どもがいわゆる自治に少しでも目覚めてほしいという部分もあったり、そういう形で、じゃあ、子ども14歳じゃ何もできないじゃないか。だけど、犯罪は14歳から起きて、刑法もあるだろうしということでの話もあって、それから年齢の話はそういう形で結局20歳と18歳の中で。20歳はどうしてだめなんだと言ったら、だってまた選挙権は20歳しかないからというのが最終的に出てきた意見しかなかったと。ということは、要するにその中でも18歳で働いていないやつは選挙権与えるなどか、そういう話も実は出てきたわけですよ。そこまでみんなで話し合いをして、本当に10時間以上の話をしてきて、今その中で、では区民検討会議としてはこれはどうしても入れなければいけないということで、例えばここに今記載していますけれども、では、これを制定委員会にゆだねたところでこの内容が入るんですか。入らないでしょう。ここでわかりました、そっちでやってくださいということを今までやってきましたけれども、私たちはやる気はないです。それだけです。

○野尻委員 時間的な議論、時間的に議論を尽くしていないというのは全く理由にならないと思います。もう怒り心頭に達するぐらいなんですね。区民検討会議が9月からワークショップから始めまして、1月まで延々とやっていました。もう10回ぐらいの会議ですね。それで、投票権者と発議権者を入れるか入れないかからもちゃんと議論しました。そして、先ほど高野委員もおっしゃいました10分の1が6分の1に変わるところでも1カ月ぐらいの時間をかけて議論しています。それで、三者に持って出て、それで全員で検討して、チーム3に持って帰ってまた検討してと重ねて、チーム3から最終的に「引き続き検討していきます」ということを盛り込んで、出したのが6月ですよ。これができて、骨子案が。それで議会のほうがまだ議論が足りないというのは私は全く理由になっていないと思います。その理由の1つとして、今のお話ですよ。市民主権というのが世界市民ということを標榜していらした議会からそういう話が出るというのは全くちょっとおかしいのじゃないかと思いますし、まして多文化共生社会、これから実現しようという前文をうたっていることがどうなるんだということですよ。ですから、そういう議論をまたここですということは、それこそ時間はどうなんですか。

それで、区民案を書き込んだものを答申とするといっても何の担保もないですよ。区民

の意見が保障されるものではないですよ。それで別条例というのは、私たちは地域自治についても住民投票についても、すぐに別条例のことにどういうものを盛り込むかということまで考えながらつくっています。ですから、そういうこともお考えになったんでしょから、もうちょっと皆様の御意見、18歳がいいのか、はたちがいいのか、それかも6分の1とか何とか、皆様の意見、余り伺っていないんですよ。でも、ここで伺っても、もう時間はないですよ。ですから、私たちはその担保の仕組み、何とかして三者で別条例をつくるという担保、その仕組みを議会のほうではお考えいただきたいと思います。

○辻山座長 ちょっとここで座長としての整理をさせていただきますけれども、議会の小委員会で合意を取りつけようとして頑張ってきたのは大変御苦労さまと思いますけれども、実はこの会議の趣旨からすれば、議会の6人が一つの意見になる必要は全くないのであって、18分の1でそれぞれが責任を持って対応するということになります。したがって、議会が合意を得られなかったということは、それぞれお一人お一人のお考えで、ここでの合意を目指すということになります。その合意がお一人の反対によって成り立たないということであれば、私たちが目標としてきた多数決はやらないのだと、徹底して話し合いで決めるのだというところ、このきっかけさえもない状態に今陥っているので、あえて多数決をやるか、それとも26日の答申を秋まで延ばして延々この議論をやって、何が正解か、18歳が正解かどうかというふうなことも含めて、6分の1が正解かというようなことも含めてとことんやると。外国人をなぜ入れないのだということについても、まだ御意見ありましょからやるぞというのか、これが2番目ですね。

1番目は、多数意見ということにする。2番目は、時間を延長してとことん議論をする。3番目は、26日までに合意が成り立たなければ区民検討会議は区民検討会議として答申案を区長に出していく、議会は議会として出す、専門部会は専門部会として出す。三者がそれぞれ出すという道、この3つの道しか今残されていません。ということで、どの道をお選びになるか。つまり、私が申し上げているのは、きょう議会としての合意は成り立ちませんでしたという御意見を出されたときに、ほかの部会、区民検討部会と専門部会の御意向にお任せしますというふうに聞こえたのですけれども、多分そう受け取ってはいけないのだろうかと、今までの議論を聞きながらちょっと思っておりましたが、だとすれば、18分の1ずつの見識で合意をとると、こういうふうにするか、または延長して議論するか、三者それぞれで答申をするかということにならざるを得ないということになろうかと思います。

それについて、どうでしょうか。

○久保委員 住民投票については、僕は前から言うように、自治基本条例の心臓だと思っています。そして、数字が入らなかつたら決定権は通らないから心臓の意味がない。僕は最初に、これが始まったときに住民との懇談会が10カ所ありました。そこで多く出たのは、自治基本

条例をつくって住民にとって何のメリットがあるんですかというのが随分出ました。僕は、6人の中で年長だからというんで僕が手を挙げて答えた。その中心は、自治基本条例が住民にメリットがあるといったら、第一番として最大で第一番は住民投票ですと。住民投票によって間接民主主義の最大の血管を住民のための政治をつくる、それが住民投票ですと。だから、これが心臓ですと。そして、その心臓に血管をくっつけるのは数字がなかったら意味がないんですという主張をしてきました。

そしてもう一つ、片や僕は、佐原委員も今心砕いているし、みんなそうだと思うけれども、僕は時間を延ばしても、この自治基本条例はこの問題で成立はしないんだと思います。なぜなら、自治というのを、僕らは新宿区民の自治というのを三者で検討するに当たって、この問題に関する限り、政党政派の政治思想は入らなくてもできるんだという前提で始めた。ところが、政治政党政派の政治思想ががっとうってきて、これでなかったらだめだといったらできるわけないんですよ、何年かかったって。今まで私たちは何のためにここまでやってきたの。できるわけない。だから、僕はあえて17日の小委員会で来年4月の区議会の改選以外にはもうできないとはっきり言いましたよ。こういう政治思想を入れて自治をつくろうと言っている限りはできっこない。その政治勢力を減らす以外僕はできないんだから、来年の4月まで待つしかないって僕はあえて言ったと僕は思っていますよ。政治思想が入っちゃったらできるわけないでしょう。それは絶対に妥協できないです、そんなこと言ったら。僕らだって、それぞれの立場はありますよ。しかし、それはいけないという思いでずっとここまで来たんですよ。ところが、最後の最後に来て、一つの党派が、本当に一つの党派がそれを言い出しちゃったらもう終わりですよ。

○佐原委員 弁解するわけではないですが、私はこの基本条例に数字を入れるということ自体は、いわゆる関連条例でつくるべきだと当初から言っていたんです。しかし、確かに私は今ターゲットになっていますけれども、区政に重大な影響があるからこそ、私はあえて発言をさせていただいているところであって、必ずしも外国人をどうのこうのというものではないんです。私は、区政に重大な影響を与える事項だからこそ守らなくちゃいけないということで、私は区民でもあるし、議員でもありますから、やはり区民を守る、新宿区を守るという役目もあるわけです。そういう意味で私は個人的ですが発言させていただいています。

○小松委員 私は初めから数字は入れるべきだという、区民委員の方の意見は自分もそのように考えております。ただ、ここで一つ、佐原委員を擁護するつもりではありませんけれども、議会としては初めから理念条例ということで、そういう細かいところまではやらないということで初めはこちらのすべての6人は進んでいたものですから、要するに真実をわかってもらおうということで、このことは申し上げたいと。一貫してそういうことにおいては、佐原委員の意見は一貫性がありまして、そしてまたそういった立場で来ましたものですから、小

委員としては、この住民投票に関する論議は十分になされたとはいえない。おしりが8月26日決まっているということがまず私は一番に不満ということがあります。

先ほどの座長のおっしゃった1、2、3でいうところの3は、それぞれが答申するというのは大反対です、私は。そういうことをすると、結局答申だけして、自分たちの手の離れたところで決定してもらうという、それがまた議会にかけられるという、こういうふうなことになりますから、まず3は絶対にあり得ないと。1か2という案でいくと、それでおしりのほうを延ばせないんだとすれば、18名としてきちんと決着をつける以外にないかなと。私は初めから小委員で決まらない、例えば決まったとしても、検討連絡会議かけますよね。このシステムを初めにきちんと申し合わせていなかったなと。どこで決をとるのかというのは運営上、区民委員の人たちは話し合い、徹底して話し合うと言っていましたけれども、私はどこでこれを決めるようになるのか。議会案と区民案と違う場合が起こってきますよね。でも、そういうものは決めていなかったなということはずっと危惧していたところはあるんです。でも、今座長から結論を3つに分けて突きつけられたとすると18名としての1人の個人の意見は申し上げるつもりであります。

○針谷委員 意見ですけれども、多数決という話も今出ていましたけれども、この間といいますか、相当長い期間を経て、もともとこの会議自体の仕組みというのがどういうルールのもとにというのがなかったといいますか、逆に言うと合意をしていくんだというルールがあったという中で、最後の最後に多数決というのはちょっと余り芳しくないのではないかというふうに思っています。

それから、とことん議論をし尽くしてというのはいいんですけれども、そうしますと、条例をいつ提案するんだというようなことが実際には起こってきますので、いかななものかなというふうに思っておりまして、先週もこの部分では発言させていただきましたけれども、今出ている骨子案の部分で一応形式的には不都合ではないと。ただ、議論が少ないよと。先ほどもちょっと外国人に関する議論なども出ましたけれども、少ないんだとすれば、もう一つ前に進むのであれば、何らかの区民検討案としてこういうことを検討したんだというのをきちんと踏まえた次の条例に進めるような方法をとっていくという方法があるんじゃないかなというふうには思うところでございますので、そうしたような検討ができないものかなというふうに思っているところでございます。このあと30分、1時間で結論は何分の1なのかとか、何歳以上なのかというのが出ればいいんですけれども、ちょっとそういう状況ではないと思いますので、もしくは1カ月やったとしても、この検討連絡会議が何回開かれるかといっても10回も開けるわけではないので、その間で検討をして結論づけるというよりは、もう既に別の条例で定めるというのはきちんと決められているわけですので、そこにどんな形で申し送りをするのかということも考えていいんじゃないかなというふうに思うところで

ございます。

○小松委員 今のような意見は、一貫して私も小委員会の中でこれを担保することはできないのかと。例えば、国政で言う——申しわけない。公明党は加憲という憲法に加えていくということをずっと一貫して、例えば環境権とかそういったものを加憲しよう。もう絶対にいじれないというんじゃなくて、そういうふうなスタンスでいるわけですがけれども、このところでそういったものが担保できるような形がとれて、別条例でその中に書き加えるということが出来るのかどうか。そういうの私は余り法律専門家じゃありませんのでわからないんですけども、そういったことができるのであれば、きちんと例えば自治推進委員会というのを決めまして、その中の区民と、そして例えば学識経験者と、それは決めると。そういうところ辺まで、ちょっと時間かかりますね。自治推進委員会というのをそこの中に条文に書き込んでいくとすれば、例えば熊本市の自治基本条例の中には自治推進委員会というのが書き込まれていまして、そういうふうな形で書き込んで、人員というんですか、メンバーをきちんと決めて、そこでゆだねるということが、それで加えることができるなら、こんな今までやってきたものをいがみ合うような形じゃなくて一番いい形でいきたいなと。針谷委員のおっしゃるところは、私も本当はそのところです。

○久保委員 それぞれ物を行動する場合は、それぞれの考え、思想があるわけで、ですから、それをみんなが言い合っている限りは絶対に成立しないんですよ。だから、先ほど佐原委員が区民の検討委員会の皆さんに6分の1や何かが、18歳の論拠は何だというけれども、その問題で言えば、僕は確たる自信を持った論拠は持てない。だから、僕は6分の1は賛成をしなかった、最初、あくまでも。ハードル高くしなかったら意味がないという。そして18歳についてもそれが正しいという論拠を持っていません。すべて簡単に言えば、6分の1が今全国で一番多いんです。そして、18歳は全世界的に一番多いんです。多いところに時代の流れを感じて従っていこうと思うから、僕はそこで皆さんと一緒につくっていけると思ったけれども、これを絶対だめだという限りはできるわけではないんですよ。やはり現在の流れの中でつくっていこうと言わない限りは、新宿区で自治基本条例はできるわけないでしょう。そういう方向を確認し合いながら議論を徹夜してでもできるんなら——きょうではないけれども。するしかないんですよ。本当にこれ最後に多数決でやっちゃったらおかしいことになっちゃうね。

○加賀美委員 今久保委員がおっしゃったように、これは例えば区民委員の6分の1というお話がありましたし、また佐原委員のほうから3分の1という数字も披露されましたけれども、これはどこで決めるか、決め事だと思うんですよ。それで、それぞれ今久保委員のほうからお話がありましたように、6分の1とか18歳についてはそのトレンドというんですか、全体の中では確かにそういうところが多いでしょう。でも、それは科学的な根拠はない。理論的

な根拠はない。だとすると、別に6分の1じゃなくてもいいという議論は一方で出てくるんですよ。佐原委員がおっしゃっているのは、住民投票にかける案件ってすごい大事な案件だから、それはある程度ハードル高くしたいという思いはわかります。それで、なおかつ外国人を排斥しようという趣旨じゃなくて、外国人も入れた上で、それでしかも18歳ということもおっしゃって、それで3分の1にしよう。それはそれで私は一つ理由があると思うんです。ですから、最後どこで決めるかってなかなかその尺度というのが難しいのかなというのは率直に言って私は感じています。それで、何が絶対的に正しいかと言えない中で、こういう形でなかなか議論がまとまらない。多数決って私はやはり避けるべきだと思うんですね、ここまでやってきた中では。やはり一定の皆さんでコンセンサスを得たものを出していきたいということで、先ほど針谷委員のほうからもお話出ましたけれども、ここで議論したものをいずれにせよ別条例で住民投票について定めますから、そこにしっかりと流し込めるような担保というんですか、そういう仕組みを考えて、それでそちらのほうに落とし込んでいくのがしこりが残らないやり方なのかなという気は私は率直な部分で持ってきましたね。

○辻山座長　なるほど。では、提案のし直しをしましょう。

最初の根本委員長からの提案にも含まれておりましたけれども、答申文の中には附帯意見、または参考意見として明記するということでどうだ。特に、これは区民検討会議のほうでも恐らくなかなかうまくは説得できないかもしれませんので、ちょっと6人で検討してみてくださいか。（「休憩してください」と呼ぶ者あり）休憩にしましょう。それでは、15分ぐらい……（「いいですか」と呼ぶ者あり）

○根本委員　附帯意見、あるいは申し入れというのは担保にならないというふうになると思うんですよ。それで、これはまだ小委員会でもかけていないんですけれども、例えば素案の中に附則として、区長は自治基本条例施行後すみやかに、区民、議会とともに、住民投票条例制定、あるいは検討委員会を設置し、その中で幾つかの懸案のことについても含めて実施すること。そして、その中に附帯決議として区民案の①発議者数は6分の1、発議権者は18歳以上住民とするをもとに検討することというようなことを文書として入れて答申するということではいかがかというふうに私は、今の話の中で言えば担保するというで一つ文書として明記するということですよ。

それからもう一つは、僕は座長にもし採決するとかいろいろ言ったら反対しようというふうに思ったんですけれども、三者の検討会議をつくったということは、討論、作成の過程で対立したり激論を交わしても、最後はお互いに頑張ったねというところで終わるというのが議会が入った意味だと。全国の自治体の条例制定を見ても、市民の皆さんと行政、あるいは学者、専門家で作ったものを議会にかかってきて、皆さん方の手を離れて議決権の行使ということで修正、継続、これはしたくないというふうに思ったんですよ。それを全国で唯

一3年間やってきたということで言えば、ここが正念場だと。だから、どんなことがあっても、全員が最高規範なんだから、全員でまとまるということが1つ。それから折り合いをつけるということをこの何日間で知恵を絞るということで言えば、それからもう一つは初めてこうやって議論したということは、私はこれはスタートだと。だから、住民投票条例は個別条例だからどうなっちゃうかわからないということで言えば、それじゃ自治基本条例をストップさせて住民投票条例をつくってからつけますか。あるいは地域自治区条例をつくってから自治基本条例を答申しますかといったら2年、3年かかるでしょう。それで本当に我々のこの委員会が責任を持てるのかということで言えば、それは今後もっともっと区民参加の条例制定検討委員会が進むということを確認を持ってゆだねるということで、それから新宿区議会はそのことを必ずやる。よそにないことですから、本当に対立しながらつくってきた。だから、そういうことをこれも一つの実験だというふうに思って、ぜひ附帯決議、あるいは附則ということで御検討いただければありがたい、こういうふうに思うんですね。

○高野委員 今、根本委員からのお話があって、けんかを売るつもりで言います。我々は、けんかしながらも討議してきました。だから、これだけの結論に至ってきたというところも、当初は10項目入れろとか、8項目入れろ、6項目入れろってだんだん下げてきて、最終的にはこの2項目しかないという部分もあって、全く討議もしていないのは議会ではないかということは区民検討会議においてはなっていると。そうすると、今区民検討会議にちょっとお話を聞いていると、我慢しろというような言い方の説得をされているような今聞こえ方しか聞こえていないので、それ間違いじゃないかなと。

まだ結論は出しませんが、本音、今ここに来たのはもうこれやめようかという話まで今来ているんですね。この2年間我々がやってきたのは何だったんだと。区民検討会議がこの部分を入れない、何だったんだという部分ですよ。そこだけです、だから。だから、簡単に「はい、わかりました」と言ってそんなのが聞けるかといったって聞けないでしょう、御理解のとおり。だからといって、後で入れますといっても、結局はそういう形で今まで議会とか行政のほうである程度話し合いでつくってきた条例とかありますよね。そうすると、本当の意味でそこには根本委員がいつも言われている区民は入れないんだぞというふうなことを毎回言われていますよね。だから、そのことから考えていったら、ここを今譲ったら、今まで私たちが2年間やってきたことは何だったんだということしかあり得ないんですね。それだけです。最後ちょっと捨てぜりふ。

○久保委員 高野委員のけんかを買って出るわけには私もいきませんね。

1つは、根本委員、うちの委員長が言ったように、この会は絶対に多数決をやっちゃいけないと、それは座長がやったら反対すると言われた。そういう根本委員長の発言は大事なことで、まず根本委員長に伺いますけれども、きょう休んだ山田委員は絶対に数字が入らない自

治基本条例、住民投票だったら私は一人になっても断固反対すると言い切ったんですね。それにもかかわらず、そういう委員長の妥協案を今度は取り入れて座長が休憩して区民検討委員の皆さんにそれに対する検討をしろと、それではまず断固としても、自分一人になっても反対すると言い切ったうちの山田委員の立場は一体どうなるんですかということね。それは根本委員長と辻山座長にはっきり聞きたいね。間接的かどうかわからないでしょうけれども、山田副委員長は絶対認めぬと、私は一人になっても反対すると言い切ったんですから。

○辻山座長 だって、それは区民検討会議に、今区民委員の方たちで協議してもらわなきゃわからないでしょう。結論。じゃあ、おっしゃるとおりに附帯意見でいきましょうって言うと思っている。わからないの、まだ。

○久保委員 言っちゃったときに山田副委員長が聞いたらどうするんですか。

○辻山座長 そうですね、失望するでしょうね。

○久保委員 失望どころか、あなたたち出ていて黙っていたのかって怒られますよ。

○斉藤委員 この外国人問題も含めまして、いろいろ区民検討会議では本当に先ほども言われましたように時間かけてきたわけですね。あえて、ここに外国人問題入れなかったわけですね。書いていないですよ。これは、要するに個別条例のほうに任せようというところでまずごねたわけですね。

それとまず1つは、例えば我々が望んでいる2件が入らないと、何の意味もないんで、私としてはもうはっきり言って区民検討会議は解散してもいいというぐらいの気持ちでいます。あ、これでやっと自分の時間つくれるぐらいの感じがあります。それほど時間をかけてきて、この数字を入れないというのが何か腑に落ちないような感じいたします。ですから、例えば今うちのほう6名いますが、これから話し合いますが、私は多分根本委員の出された意見のほうにはちょっと傾かないような話ですね。

○土屋委員 私にも言わせていただきたいと思います。

脅しじゃないんですけれども、区民検討会議では、本当に随分前からこの意見は本当何回も議論して、絶対入れてもらいたいということで、私たちもその気持ちで来ました。それが今回、もし入らなかったとしたら、区民の検討会議に戻ってどうして入れられなかったかということは説明しなきゃいけないんですね。そのときに、議会のほうのある会派が反対しているから、それが通らなかったんだというような説明もしなきゃいけないと思います。それは、三十何人の区民の方にどういうふうに伝わるか。それと、多分地域を回った説明会のときもそういう質問が来たら、各地域でそういう答えを言わなきゃいけないと、そういう場面もあると思うんですね。だから、その辺も脅しじゃないんですけれども考えていただきたいなと思います。私たちがどんな気持ちでここの18歳、6分の1という意見を持ってここに座っているかということも含めて考えていただきたいと思います。

○辻山座長 というふうなことで、休憩して話し合うまでもなく、一人でも反対するぞという人がもういますので、6人の意見——きょう5人ですけれども、意見はまとまらないと。逆に受け入れられないということでまとまりそうだということは明白になってきているわけがあります。

○佐原委員 区民の皆さんの気持ちは重々わかります。ここでちょっと休憩を入れていただけませんか。

○辻山座長 いいですよ。では、休憩します。

休憩 午後 8時12分

再開 午後 8時40分

○辻山座長 それでは、再開しましょうか。とはいうものの、再開してどのように進めるかという方針があるわけではありません。

どうぞ。

○佐原委員 先ほどの説明で大分誤解を受けるような言動があったようで大変申しわけなく思っています。

私は、実は何が言いたかったかといいますと、地方自治法による直接請求とか請求権の問題については、この数をこの地方公共団体の議会の議員及び長の請求権を有する者という制約を外した場合、分母が変わっていくと思うんですね。その分母が変わったことにどういうふうに変化して分母を変えていくのか。そういうことも含めて、分母のことについて僕は申し上げたかったんだけれども、特に外国人の問題を随分強調したというところで誤解を生じているかと思いますが、私自身はそういう思いがありまして、18歳、6分の1という根拠の問題からしても、いろいろな状況の問題で分母が変わっていくものがあるので、それを議論してのせてほしいということを私は言いたかったということです。

○辻山座長 これどうするの。皆さんに配付された。ちょっとこれ提案者から。

○根本委員 これは小委員会にはかけていないんですけれども、小委員会のこの前の委員長取りまとめというところで、附帯意見云々かんかんということでは、それからあるいはきょうの意見を聞いて、皆さんの意見を聞いて担保するというので、私が個人的に附則として明確にすると。それから附帯決議として区民検討委員の案を文書として載せるということで担保するというので、このような案を提案したということでございます。

中身は自治基本条例施行後すみやかに区長は——この方式ですよね。住民投票条例制定検討委員会において区民案をもとに検討を深めるということを求めるという文書でございます。

○辻山座長 これは休憩時間には見ていただきましたか。

○樋口委員 申しわけありませんけれども、今佐原委員がおっしゃったことですけれども、休

憩中にお話し合いがなされたのでしょうか。そういうことについてのお話はなかったように思うんですけども、聞いちゃいけないことでしょうか。

○佐原委員 私の説明が悪いということが一つありまして、特に地方自治法による大きな問題があるにかかわらず、よく説明できていなかったということが一つあります。私は、実は自治法に直接請求というの、または合併特例等による法律というところで正規のというか、市町村の合併の特例等に関する法律というものを根拠として恐らく投票資格、請求資格というものがあると思います。しかし、豊中市の例としても、これは合併問題を前提としたものであって、この新宿区でそこに該当するのかと。前提となっているのかというようなことでやってみたんです。（「わかったよ、それは」と呼ぶ者あり）説明を、（「答弁になっていない」と呼ぶ者あり）なかなか……

○根本委員 私が言いますと、それは休憩は今大事だからと思っていて、自民党の皆さんが控えていて休憩をとった。外国人問題で反対しているわけではないということは誤解を受けているから明確にしないと、こういうことでございます。議論不足だ。6分の1という根拠について、3分の1、4分の1、5分の1、6分の1、そういうことを議論させてほしい。外国人問題でないということを釈明したいということを私受けたから、今ちょっとやってくれと、こういうことですよ。

○佐原委員 ありがとうございます。実はそのとおりで、もっと議論をしてほしいと。要するに分母のことでいろいろなことでもう少し議論をさせてほしいということです。

○久保委員 時間ないから進行の都合であえて言いますね。佐原委員には悪いんですけども、根本委員長が苦勞してつくった附帯決議の中にあるでしょう、区民検討会議案の18歳以上の住民の6分の1以上の請求で住民投票を実施すると、2番目に投票権者は18歳以上の住民とする。このことについて自民党はこの自治基本条例に26日答申する予定の中に入れるのが反対なのか、賛成してくれるのかということを区民の皆さんは聞いているんですよ。それについて答えていなかったら何の意味もない。そうでしょう。（「そうです」と呼ぶ者あり）簡単なことですよ。（「本条例に」と呼ぶ者あり）

○辻山座長 この提案に載るかどうかという。（「これ載っていないでしょう。これ今休憩中に見た」と呼ぶ者あり）（その他発言する者多し）

○佐原委員 本来、私が今言った3分の1ということですが、これを①、②、住民のことについて検討していただけて進めていただければ自民党としてはのみ込めますという判断をいたしました。

○野尻委員 条例に規定するという方向ですね。

○佐原委員 これは附帯決議ということで、（「中に入れないということですよ」と呼ぶ者あり）いやいや、附帯決議に入りますもんね。

○辻山座長 附帯決議は条例ではない。

○佐原委員 文言を入れるわけでしょう。（「条文の中に入れていいですかということをお聞きしているんです」と呼ぶ者あり）

○根本委員 今多分質問が。その自治基本条例についての答申をするでしょう。その答申のときに、この附則、附帯決議を入れていいのかと、こういう話だよね。（「違う違う、そもそもという話をしているんです。それで解散したんです」、「これで話してきたから解散して、じゃあ、ちゃんと説明しようと言って、じゃあここにそこら辺の中に入るんですかということをお聞きしているのに関して、これに関しては大丈夫ですか。この話今聞いていないんです。こちらのほうの」、「文言の話ね」と呼ぶ者あり）

○辻山座長 休憩の間にそのことをちゃんと詰めたかということね。（「そういうことです」と呼ぶ者あり）

○佐原委員 これは附帯決議として条文ではなく、附帯決議としてなら了解できますが、先ほど申し上げたとおり、もっともっと分母のほうも議論していただいて、検討していただきたいと思っておりますので、今申し上げる数字であれば、18歳以上、3分の1というところが私でお返事できるところかなと思っています。

○辻山座長 ということは、こちらからは進展はないと。（「ないです」と呼ぶ者あり）区民委員の方たち、話し合いの結果。ちなみに、これについても話し合っていました。その結論は。

○高野委員 一応附則ということで、この中身に関しては担保もなるがという部分はみんな理解しました。

それとあと答申についてのこういうものと、あと附帯決議、こういう形は残りますけれども、今もととすることということ自体もまだ何という部分があるし、かつこれがもし今これに残りますが、今度、改選があつて、そのときにまたこのものが生きるかということになるとどうでしょうか。その部分が我々は担保されているという意識はないということを理解しています。

○辻山座長 なるほど。ということは、休憩前と何も状況が変わっておりませんので、根本案について、これでいこうという合意も形成できないということです。これはどうしましょうか。やめにしますか。3年間、私も大変くたびれてきたけれども。多くの面で敗北感が大変深いと。

○佐原委員 私最後のお願いをしたいんですが、この分母のところでもう少し検討していただけないですか。（「意味がわからないんだよ、分母という意味がよくわからない」と呼ぶ者あり）要するに、住民というところで、また日本国民、普通地方公共団体の議会の選挙権を有する者の人数を外す、またはそういういろいろなケースのもとで分母を変えて検討するこ

とはできないかということをご提案をしたいわけです。いろいろな状況、検討事項として入れてもらえないかなということです。

○齊藤委員 先ほどは外国人問題のことは全然関係ないというようなことをおっしゃっていましたが、今のそういうことになると、もろに外国人問題が絡んできているというような話ですけれども、その辺はどうなんですか。

○佐原委員 3分の1にこだわっているわけではないんですが、自民党としてはこの3分の1を今のところ数字置きたいということです。

○加賀美委員 聞いていて、違っていたら言ってもらいたいですけれども、佐原委員。自民党は外国人の問題について、ここで議論しようということじゃないですよね。3分の1というのは、要件は重大な案件を住民投票にかけるから3分の1にしようと。区民の代表としては6分の1だと。6分の1というとなんと約4万2,000人、3分の1とすれば8万4,000人、どこで線引きするかって、その話ですよ。それを議論してほしいということですよ、おっしゃっているのは。（「はい」と呼ぶ者あり）それを明確にしないと、区民の皆さんわからないですよ。

○野尻委員 もう一つ明確にお願いします。今おっしゃる分母ですね。それを今議論したら、その条文の中に入れるということになるんですね。ここの答申のところでおっしゃっているんですか。

○佐原委員 住民投票においては、区政の重大な問題ということで、一つは区長のリコール問題と同じ大きな問題が3分の1であるということが1つであります。あとそれと、今言う6分の1というものをもう一回この2つについて議論していただきたいということです。

○辻山座長 だから、区民側は6分の1を主張しているけれども、3分の1でどうだいと、こう言っている。

○佐原委員 それを検討してほしいということです。（その他発言する者多し）（「あり得ないことを言ったってしょうがない。全然やる気ないんだよ、あり得ますか、3分の1の住民投票」と呼ぶ者あり）

○辻山座長 1、2はありますけれども。一つ、二つあるんですよ。（「そんなのあるうちに入らない」と呼ぶ者あり）あるけれども、言われているのは、要するに住民には何もさせないという条例だなという評価ですね。（「そういうことですよ」と呼ぶ者あり）それはそうです。だって、一般の選挙の投票だって3分の1いくかどうかというような投票率のときに。

○根本委員 今3と6と出たんですが、例えば乗率で言えば4分の1とか、幾つか、それからどこの市だったかね、5分の1とかあるわけですよ。3分の1から6分の1の間で。だから、そういうことの合意がぎりぎりの中であるのかないのか。3分の1にこだわるといっても多

分議論にはならないと思うんだけど。（「そうですね、確かにね」と呼ぶ者あり）いろいろ言っただけども、久保委員はもともと5分の1論じゃなかった、久保委員。だから、5分の1なら久保委員の賛成を得られると。（「僕は5分の1なんだけど、やはり6分の1で歩まないと、日本で一番多いのが6分の1だからね」と呼ぶ者あり）そんなことない。

○辻山座長 だから、要は途中でもちょっと出ていましたけれども、議会の持っている権限とのバランスの問題というのがあって、どこまで住民の発議で投票に持ち込むかという、その見合いですので、それは言ってみれば先ほども加賀美委員がおっしゃったように正解なんかないわけで、いろいろなところで試行錯誤しながら、本当に毎月でも出てくるようであれば、万々歳というようなものですが、一部の市民からはそんなに住民投票ばかりやってどうするんだという声があれば、また厳しくするとか、そういう段階に今日本はあるんだという気がするんですね。アメリカなどではちゃんと投票率、前の州知事選とか州議会議員選挙の投票者数の15%とかというふうに、実際に動く人たちの数を前提にした比率でやっていたりするところもありますけれども、それはいろいろな試行錯誤の末、そういうふうにだんだん増えてきたんだらうというふうに思います。だから、これは何が正解かというのは探してもしょうがないので、まずそれでやってみようということをどこかで決断しなければいけないという。

○久保委員 高野委員に伺いたいんですけども、附帯決議のもととするところをはっきり言って、区民検討案の括弧の中を記名するというふうに明確にしたら受けられますか。（「何とする……」と呼ぶ者あり）もととするというんじゃ、もとなんだから過去録探せばいっぱいあるんですけども、このとおりにするということが受けられない。

○辻山座長 だったら条文に書けばいいじゃないの。（その他発言する者多し）

○久保委員 座長、僕は小委員会でも根本委員長が言われたんですけども、その前にこういう形で担保ができるんなら自民党のおっしゃることも条例にあれば、担保ができるかどうかという議論をして、そうしたら委員長が担保のできそうなをつくってくれたから、だからそれで受けられるんなら解決の道があるなと思って聞いたんです。

○辻山座長 この附帯決議は普通は会派とかでやります。これ今出すときには18名の連名で出すということになりますか、附帯決議。（「ここの総意」と呼ぶ者あり）総意という意味で。これはどうですか。

○根本委員 こういう形でぎりぎりのところではなってくるんだらうというふうに思うんですよ。それは、例えば、私らも大和市だとか上越市だとかいろいろなところで視察して、最悪は川崎市ですよ。一生懸命みんなで作ったと思ったら議会で住民投票条例を勝手に議会でやっちゃったという話になるわけでしょう。だから、皆さん方の気持ちは何をやっているんだと私も川崎市なんかは思うんですが、少なくとも新宿区はそういうことはしたくない

からこうやって三者でずっと議論してきて、正直いって6会派がこうやって3年間もひざを
つき合わせてというのはないんですよ。大体与党か野党かみたいところで賛成か反対——
大半の条例は賛成ですけれども、幾つかについては会派を超えて議論して賛成か反対かとい
うのはないんですよ。だけれども、初めての実験なんですよ。だから、今日に限ったわけ
ではなくて、ずっと薄氷を踏むような思いでつくってきたわけですよ。例えば地域自治区
だって設けることができるというの、「できる」を入れるのか、「設ける」ということにす
るのかという議論だけでも随分やってきたから、このところはおくれちゃったということ
もあるわけですよ。皆さん方から上がってくるのを待っていたわけだから。我々は何でか
といったら、別条例で定めるとやっちゃったもんだから、その議論はしていないわけす
よ。そして、区民の皆さん、途中からずっと区民委員の皆さんの案が出てきたら、我々のな
いところはそこで検討しようということでやってきて、地域自治区と住民投票になってきた
わけです。地域自治区もすったもんだやりながら「できる」を外したというか、条項を全部
一致して外したのね。だから、これは私は腹立てて分裂するとか、終わりにしましょうとい
うのは簡単だ。だけれども、日本でうちしかやっていないじゃないかと、こういうことは。
そうしたら、どんなことがあったって折り合いをつけるという努力は我々はやって、本当に
最高規範として——少なくとも、ここはいよいよこんちくしょうと思いながらも、あるい
はいろいろなところが不十分だと思いながらも全員が一致してつくったということで、その
次の不十分さを、その次の人たちにゆだねるということではいけないか、こういうふうに思っ
ているんですよ。ですから、それは多分住民投票のここは命だというふうに思っていらっ
しゃるでしょう。だけど、私にしてみれば、常設型というのを入れ込んだというのは相当説
得して入れ込んだつもりなんですよ。ですから、常設型の中で発議者数はどこまでいくの
かというのは、残念ながら我々の議論不足だと、間に合わない、申しわけないという上で附
帯決議で何とか足並みをそろえられないかと、こういうことなんですよ。

○事務局 もう一回、区民代表委員6人で10分ぐらい時間いただいてよろしいですか。

○あざみ委員 根本委員長のお気持ちはすごくよくわかるし、一緒にやってきたので。ただ、
私たちの議論不足をある意味棚に上げて、そちらに何か結論をゆだねるというようなふうに
私はどうしても聞こえてしまうんです。ですから、外国人のことじゃないと、要するにハー
ドルの高さの問題だということであれば、そこはとことん議論していないですよ、本当に。
ですから、こちらの小委員会でもっと議論をしなきゃいけないところで、申しわけないけれ
ども、少し待っていてくださいというぐらいのところを言うべきところじゃないかと思うん
です。私2年、3年もかけようとは思いませんけれども、少し時間をいただけないかという、
そういうところなんじゃないでしょうか、今は。山田委員のことが出ましたけれども、いら
っしゃらないところで、区民委員は大友委員もいらっしゃいませんし、3年、2年、ここで

やってきた18人の2人も欠けているというところでは私は結論を急いでほしくないなというのがありますし、どうでしょうか。

○辻山座長　ちなみに、26日答申というのは、副座長会議で決まっているんでしょう。私が設定したわけではありませんし。

○針谷委員　とりあえず26日の件は、副座長会で第3回定例会に上げるぎりぎりのところというところでの設定でございます。

○根本委員　今のあざみ委員の意見で、例えばきょう今初めて3分の1、6分の1条件同じということ言えば3分の1、6分の1ということになっているわけだけれども、私たちは3分の1も議論していないんですよ。6分の1がずっと、6分の1でいいという意見があって、しかしそれは本条例には、自治基本条例には数字を入れ込むべきじゃないと。時間をかけて議論すべきだということだけれども、3分の1という数が出てきたということは、21日の小委員会で6分の1と3分の1で、この間も含めて議論をしていいということならばそういう議論になるけれども、ただ、6分の1はびた一文動かないということになっちゃうと、それはなかなか難しい。

○辻山座長　寺尾さんの提案は、区民検討……

○事務局　また6人で10分ほどいただいて、今の話を受けて、少し議論させていただきたいと思っています。

○辻山座長　テーマは何ですか。3分の1のめるかどうかという。

○事務局　いや、そういうことではないです。その辺が譲歩できる可能性があるのかどうかということを確認したいということです。

○辻山座長　では、10分間の休憩に入ります。

休憩　午後　9時06分

再開　午後　9時25分

○辻山座長　さて、どうしましょうかね。どなたか口火切って。にやっとするのは嫌だな。

○高野委員　先ほど我々のほうも、本当の意味でも不退転な気持ちで、ここは机ひっくり返しても帰ろうかというのが本音でした。ただし、それは大人げないことなので、座長がこれで今1回離れちゃったら、またこれを再開するのに1年以上またかかってしまうし、今までの努力は何にもなくなるという部分がございますので、そこで、だからといってということではないんですが、一応自分たちは、ここの今お示しいただいた附則についてということは、今これはなしにして、では、その本文のほうに区内に住所を有する18歳以上の者のうち別に定める者という形で、18歳以上ということに関しては、発議権者と、それから投票権者ということとは同じという考え方をしていくと。それで、あとその部分に関して、6分の1の住民

の範囲内でそれを住民投票条例の中にそれを定めていくというか、そういう流れで考えていくと、我々もずっと外国人という形でそのことを触れていないわけではなくて、触れてきたんですが、意図的に住民イコール外国人を含むということの前提論で区民はみんな話をしてきました。ただし、ここでまた住民の定義をまた1つ決めていくということになると、これだけでもまた半年ぐらいまたかかってしまう部分があるので、これはどうしてもできないので、だから、住民という定義に関しては別に条例にゆだねる形の方角性を考えて、それで18歳以上の者で別に定めるという形を意図的に考えたということです。だから、一応これを本文に入れていただくという流れでいけば、そうすると、例えば外国人の住民がこれからふえたりとかいろいろな形で流動的な数字になってきたときに、その6分の1という数字が余りにも姑息にならないような配慮をしつつ、そういうふうな今うまい言い方してませんが、そういうことを本文の中に入れるということと、それから、今までここに書いてきているこの内容に関しても、やはりちょっと総取っかえ的な部分も少し考えなきゃいけない部分もあるんじゃないかというふうに考えています。

○辻山座長 はい。相当程度の譲歩といいたしましょうか、角を落としていただいたなという気がいたしますけれども。

○久保委員 そこでもう一步進めて、総取っかえの案もやはりつくって出してもらえないでしょうか。そうしたら早く進むんですけれども。総取っかえと言われたから。

○辻山座長 今のどうですか。この住民投票の骨子案に基づいて。

○高野委員 だから、1と2の部分は、一応発議があった場合というか、別に定める住民投票条例に基づいて発議あった場合はという部分の実施するという意味ですね。

○辻山座長 骨子案。

○高野委員 骨子案、骨子案。それから、あと区は住民投票の結果を尊重しなければいけないということと、あと住民投票の実施に関してというところのこの部分を、今のような文言を差し入れていくという形になるかと。

○針谷委員 今の高野委員の発言を私なりに解釈しますと、決めるのは18歳以上ということと、6分の1以内というところは決めましょうと。で、住民についてはいろいろな議論あるので、別の条例で定めましょうと。要するに、6分の1以内を含めて別の条例で定めましょうということです。根本委員から提案のあった附帯決議ではなくて、その部分を条例の中にできる限り入れ込んだ上で別条例に持って行ってくださいねというようなことだと思いますので、案文はよろしければこちら側で、今の発言を伺った上で、さらにそれを入れるとしますと、議員の発議ですとか区長の発議だというものを多分盛り込んでいかなきゃいけないのかな……そういう意味じゃないんですか。失礼しました。わかりました。（発言者あり）6分の1以内は入っているんでしょう。（「入れない」と呼ぶ者あり）6分の1なのか、5分

の1なのか、4分の1になるかはわからないと。（発言者あり）6分の1以内とおっしゃいませんでしたか。

○辻山座長 範囲内であってね。（発言者あり）だから、1、2はいいわけでしょう。で、3について、住民投票の実施は区内に住所を有する18歳以上で別に定める者の6分の1以上の連署で行うということね。そういう趣旨ね。

○根本委員 さっきのその佐原さんが言った趣旨は、18歳以上の住民というのは外国人も含む。そのかわり6分の1じゃなくて3分の1だと。だから、外国人の問題はこれからもう一回議論しましょうというんじゃなくて、18歳以上住民、それは外国人も含むと。それで3分の1だから、それをもっと、だから、逆に言うと6分の1と3分の1のところを議論してもらえないかと。例えば5分の1でどうかと。

○高野委員 そういう議論じゃないんですよ。だから、我々も今ここで住民という定義をされると、その定義でまた住民の定義をお話しするのに、来週の月曜日しかないんですよ。だから、この住民の話はこの月曜日で決まらないですね。だから、住民というものの定義を避ける意味で、こういう形でやってもらえないかというところが、我々の案です。だから、今、割合の3分の1、6分の1というところは、我々のほうは6分の1でやっていただきたいということでのことです。

○根本委員 住民投票条例の住民というのは、区内に住所を有する者とか、あるいは住民基本台帳法に住民と規定されているわけでしょう。そこはそうなっちゃっているんじゃないんですか。

○加賀美委員 では、案の整理したものを読み上げさせていただきます。

区長は住民の生活及び区政に重大な影響を有する事項について、その次です、区内に住所を有する年齢満18歳以上の者で、別に定める者からその総数の6分の1以上の連署をもって発議があった場合には、住民投票を実施するものとする。これでよろしいですね。ということですから、住民のところはどういうふうに構成するかは別に定めましょうというつもりですね。ただ、6分の1ということと18歳は変わりません。これを本文に入れてくださいと、そういうお考えですね。これを議会側がのめるかどうかということですね。今この場でのめないのであれば、小委員会で検討しちやおうという話になります。

○辻山座長 どうぞ。

○あざみ委員 区民の皆さんは、もともとこの外国人を含むかどうかをペンディングした状態のままで6分の1と言っていたわけですか、そもそも。

○高野委員 その区分は、当初からここで定めるよりは、そちらのほうで別で定める条例のほうで決めてもらえばという感覚で話はしていました。

○あざみ委員 私は18歳、6分の1は外国人を含むと。当然含むと思っていたんですね。要す

るに、佐原さんは分母という話をしましたけれども、要するに何人が対象なのかによって、何分の1というハードルも左右される部分ではあると思うんですよ、理屈上。だから、それをあえてとにかくオブラートで包んでというか、というふうな決め事だったわけですね。それでいいのかなという気もちょっとしますけれどもね。

○樋口委員 状況としては、このところは区民検討会議の中でも、すべての人の合意が容易にとれるという状況ではないということがありました。ですので、ある意味では住民については定義はせずに。

○辻山座長 いや、でも、住民を定義しないといったときは、それは法律上自明なことだからという説明で来たんだと思います。そうですね。（発言者あり）そうです、そうです。

○根本委員 住民を別に定めるというか、住民基本台帳法に基づく住民、18歳でいいわけですよ。問題は6分の1、3分の1のこのところで、例えば5分の1という余地はあるんのかという話。よそのところは余り動かさないほうがいいと思うんです。佐原さんが外国人の問題は言うつもりじゃないのに、言ってあれだけ批判されちゃったわけだからね。だから、18歳、住民でいいじゃないですか。

○高野委員 今、根本委員から言われた、これは自民党さんもこれのむということですよ。6分の1という、それをもとにするということはね。何でまたその話が出てくるんですか。3分の1っていうの、何で出てくるんですか。

○根本委員 いや、もととするだからさ。今、議論するとしたら、3分の1以外に余地はないという話で。（発言者あり）今の議論で言ったら、6分の1の根拠、佐原さんのことを代弁するとね、合併特例法の中での6分の1の要求は、日本国民で20歳以上だから。だからね、18歳以上で外国人も入れるということになれば、6分の1じゃなくて、ここがもっと狭まるんじゃないんですかという話をしたわけですよ。だから、それはわかりやすく言えば3分の1だと。私は3分の1は隔たり過ぎているから、18歳以上、外国人も含むで5分の1じゃだめなのかという話を今、自民党に言ってきたんですよ。だから今、その逆になっちゃったわけだね、話は。18歳、外国人のほうが何かあいまいにして、6分の1は譲りませんよという話はないというふうに思っているわけ。だから、これは、だから、もし自治基本条例に入れるという今、前提だからね、話は。これはもうないんですよ。（「でも、最終的に条例を定めなきゃいけないんですよ。そのときも6分の1ということはないということですか」と呼ぶ者あり）

○辻山座長 5等にするというのだったらのめるというのは、そういう意味ですよ。そこで議論しよう。

○根本委員 だって、議論して、その根拠を明確にしようということを言っているわけだから、6分の1を時間ずらして、それでこれを3分の1にしようとか、時間稼ぎだというふうに思

わないでくださいよ、それは。我々はそんなつもりで議論してきているわけじゃないんです。だったら、6分の1のもとになってね、18歳以上、外国人も含めて住民というのを前提にして、そして、6分の1なのか、5分の1なのか、4分の1なのか、3分の1なのかという議論をしてもらえないかというふうに私は言っている。久保さん、5分の1と言っているんだから、5分の1の根拠がないわけじゃない。（発言者あり）何で。（発言者あり）いや、だから、それは意味がわからない、住民投票条例の中で区民案をもとに精査しましょうという話でしょう。そのときに6分の1ということがコンクリートされていたら、精査にならないでしょうという意味ですよ。時間稼ぎという意味じゃないっていうの、それは。というふうに私は申し上げたい。でも、わかってほしいですよ、そこは。議論したら6分の1でいいというふうに全会派になるかもしれない。だけれども、根拠がはっきりしていないということの中で、そこは今煮詰まっていない。だから、20歳以上、外国人も含めて6分の1だったら、18歳以上、外国人も含めたら5分の1ということで、合理的な根拠になるんじゃないですか。だって、外国人を含めないなんて決められますか、私たちに。この自治基本条例をつくるのに。決められないでしょう、新宿でそんなこと。それこそ笑いものになっちゃいますよ。6分の1か5分の1じゃないですよ。

○辻山座長 どうぞ。

○事務局 私のほうで、少し区民検討会議案の内容について補足させていただきますと、区民検討会議案も外国人も含めないということと言っているんじゃないじゃなくて、外国人の範囲、要するに資格者、短期滞在とかそういう外国人も全部入れるのかというところで議論がまとまらなかったという経緯がありますので、そういった意味で具体的な範囲が厳密に定められなかったので先送りということで、外国人を含めないということでは考えていません。

○辻山座長 いいですか。では、6分の1でいいですか。そうすれば、これも一件落着。

（「いや、それは議会のほうで考え出してやっていただかないと」と呼ぶ者あり）

○佐原委員 本文に入れるということは、この6分の1、18歳以上というのはちょっと異議があるんですが、これちょっともう一回検討していただきたい。私、今、根本委員が言った18歳、3分の1から5分の1までということで、何とか折り合いをつけられないだろうかということをお願いをしていたところなので、これだと結局は住民のところで、やはり紛らわしい、先ほどはちょっと紛らわしい点が出てくると、やはりハードルのところが3分の1と6分の1というのは中身で変わっていくと思うんですよ。ですから、できれば根本委員の発案の18歳、5分の1を支持していきたいと思っています。（発言者あり）

○辻山座長 着地点を探すということは、そういうことだと。（「休憩しますか、書き込むと言っているんですよ、休憩したらどうですか」と呼ぶ者あり）では、もう一回検討しましょうか、ではもう一度。

では、10分間休憩。

休憩 午後 9時46分

再開 午後 9時55分

○辻山座長 それでは、再開しましょう。

休憩中の話し合いの結果について、どちらから報告、では、議会。

○根本委員 いろいろどうもありがとうございました。

骨子案のところの①でございます。次のような形でいかがでしょうかと。したがって、これは自治基本条例本文に書き込むということでございます。いいですか。

①区長は、住民の生活及び区政に重大な影響を有する事項について、区内に住所を有する年齢満18歳以上の者で、別に定める者から、その総数の5分の1以上の連署をもって発議があった場合には、住民投票を実施するものとする。ちょっと早過ぎたかな。（「早い」と呼ぶ者あり）それでは、これコピーして回すということで。（発言者あり）もう一回読み上げますね。

○辻山座長 はい。

○根本委員 この下です。①区長は、住民の生活及び区政に重大な影響を有する事項について、区内に住所を有する年齢満18歳以上の者で、別に定める者から、その総数の5分の1以上の連署をもって発議があった場合には、住民投票を実施するものとする。この下線の部分が変更ですが、このようなことでいかがでしょうか。

○辻山座長 ありがとうございました。

では、区民委員の話し合いの様子は。

○高野委員 基本的に、外国人を含める、含めないというところが実は論議があって、そうすると、先ほど数値がありまして、全員を含めると今3万2,000人ということになると、6分の1になると結構な数字が出てきたり、5分の1だと差で5万7,000と4万で1万ぐらいの差があると。全員を有権者とする。そうすると、では、例えば18歳ということにくくりとすると、18歳というくくりはどうもとれないということで、それを推定すると恐らく6,000弱ぐらいの数字じゃないだろうかということの数字がありました。それに基づいて、28万7,000人、それを6,000足せば、大体数字的にはちょっとふえるかなというんで、それが今6分の1であるか5分の1であるかということで考えていくと、そう差はないんじゃないかということのを考慮して、一応このお示しした仮案という形でよいんじゃないかというふうな形で検討していました。

○辻山座長 それでは、これをもって素案に書き込むことといたします。大変お疲れさまでございました。（拍手）

○針谷委員 それでは、今の決定を受けまして、そのほかに区民案のところでちゃんと議員さんの発議だとか、区長も発議できるとかというのもありますので、区民の発議の割合が決まりましたので、あわせて議員の発議については12分の1以上、区長も発議できるというようなこともバランスとしては盛り込むべきというふうに思いますので、それは御確認していただければと思います。

○辻山座長 個人的には反対ですけれども。だって、区長が何の権限があって一人の判断だけでやれるんだと。住民何万人も集めなきゃできないのに。議会の12分の1というのは、普通の発議のときの議決の要件と同じですから、何も定めたことにならないという見解を持っています。ただ、区民検討会議でそこまできっちりみんなで勉強して、議員と長にもバランスを与えようという結論になっておりますので、座長権限ありませんので、それで結構です。記録にとどめておいていただきたいと。

では、そういうことで、それはこの区民案のやつを下敷きにして文章はしてくれるという。わかりました。

さて、どうでしょうか、これやるんですか。この先。やらなきゃ26日に間に合わないというのはわかっていますが。どうでしょう、ボリューム的にいうともう山越して……地域自治か。（「いや、それはまとまっています」と呼ぶ者あり）まとまっているんですね。

○事務局 条例素案のところまでは本日終わらせていただきたいと思います。

○辻山座長 それでは、そういうことですので、覚悟を決めてやりましょう。

次は、では、地域自治についてやるということですので、検討チーム3からの御報告を。

○菅野委員 それでは、過日に資料3の30ページ、通ページで30ページでございます。地域自治でございます。

素案に盛り込むべき事項（2）で説明をさせていただきますと、理由といたしましては、骨子案にごさいました地域自治区を区が設けるということを書き込むことは拙速ではないかという意見がございまして、ごめんなさい、骨子案の上の②「区は一定の地域区分を定めた地域自治区を設ける」ということを削除いたしました。

骨子案の③「地域自治区ごとに置くことができる」というところの地域自治区を「地域区分」というふうに変えました。あわせまして、骨子案⑤の地域自治区の部分を素案のほうの④としまして、地域区分と直しております。

また、すみません、抜けているんですが、素案に盛り込むべき事項の④「地域区分及び地域自治組織に関し必要な事項は」の次に「この条例の理念に基づき」というのを入れていただいて、別の条例で定めるという形にいたしました。

○辻山座長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○辻山座長 いいですか。それでは、これをもって素案……

○高野委員 Fの地域自治組織の中の2を除いて1、3、4、これを入れてほしいというところが区民の要望であります。よろしいでしょうか、この黄色の資料、資料5の7ページ目なんですが、このところで、いわゆるここで始めて住民という言葉を入れて、その住民の自治を尊重しということで、特性を踏まえた住民の自治を尊重し、区民が主体的に設置するという形の地域自治組織の活動を促進するものとするという文言と、あとは区は自治組織を支援するため、必要な措置を講ずるものとする。それから、地域自治組織に関し必要な条例は別に定めるというふうな3つの項目を盛り込んでほしいというのが、区民サイドの考えであります。（「3と4は入っている」と呼ぶ者あり）そうだね。そうすると、今、先日区民の中でも、本当に住民という、前にお話があった血の濃いか薄いとかというふうな、住民の中においても、まず住民を尊重してくださいよという部分をどうしてもこれ入れてほしいというところがあるというところであります。（発言者あり）

○辻山座長 行政のほうはどうですか。区民検討案の1をそのまま1にしちゃうのは。

○あざみ委員 その素案の1番の地域自治を推進するということが消えてしまうんですね。区民案の（1）に置きかえると。活動を促進するというのは、その活動を促進する、もっと広い地域自治を推進していくんだというのがまず1番でいっているわけですよ、素案は。その後に、そのための組織を置くことができる、で、必要なものをそろえるという、順番があるんだと思うんですね。

○久保委員 これだったら、足して2で割る形で1行目の区民検討会議案を尊重しまでいって、その後は骨子案の個性豊かの項を入れて整合性は……。

○辻山座長 わからなかった。もう一回。

○菅野委員 では、すみません、区は地域の特性を踏まえた住民の自治を尊重し、個性豊かで魅力ある地域づくりを行えるよう、地域自治を推進するということでよろしゅうございますでしょうか。

○辻山座長 2があって、その2の下にこの（2）を入れるんですか。以下の例示を。これはいいのね。それでは、今のでいいか。2はそのままでいいわけですね。

○菅野委員 すみません、せっかくまとまったところなんですけれども、そうすると、住民だけになってしまいませんか。区民がなくなっちゃいますね。では、区民が、もう一回入れます。区は、地域の特性を踏まえた住民の自治を尊重し、区民が個性豊かで魅力ある地域づくりを行えるよう地域自治を推進する。（「賛成です」と呼ぶ者あり）ありがとうございました。

○加賀美委員 住民の自治に限定していますよね、ある意味、絞り込んでいますよね。これが

いいのかどうかという議論はされていないと思うんですよ。

○久保委員 やはり区民問題、住民問題というのは本当に根強い意見の報告があったんです。

そして、理想的な区民というものを使っていこうと。しかし、住民の気持ちも本当にわからなかったらいけない。その思いがここに出ているわけで、そういう思いを込めた言葉として、加賀美さん、理解してもらえないかな。

○菅野委員 すみません、蒸し返しで言いますと、この①は前回も実はほかの部分で説明させていただいて、最終的なオーケーまでいかなくて、時間切れで今回またやっているんですけども、1については今までちょっと議論になっていなかったものですから、ここについての訂正、御意見というのは本日初めてちょうだいした気もしなくもないので……（「改めて」と呼ぶ者あり）改めて、そうですか。

○樋口委員 これはとっても区民検討会議では議論というか、こだわる方たちもいて、かなり時間もかけてきたところで、先ほどお話があったように、やはりここは地域の特性を踏まえというところで、その地域に住む住民ということをやはり強調していきたいという意見があって、実は最後に私はそういう意味では住民ではないので、樋口さん、それでいいですねというふうな最後の確認もあったような中で、区民検討会議ではかなり議論をして決めたものです。

○辻山座長 ほかに。

○加賀美委員 聞きたいんですけども、ここでいう住民というのは、住民基本台帳法上の住んでいる人と。それから、外国人については、これは何かお考えとかあるんですか。ファジーなままいくのか。

○辻山座長 自治法10条。基本台帳は、だって、一応外国人登録も統合するようになったんです……これからね。でも、扱いは別なんでしょう。（「同じです」と呼ぶ者あり）住民基本台帳の中に外国人も入れちゃうの。大分進んできますね。そうなったらそうなったで、やはり住民と。

どうぞ。

○針谷委員 ここでまた区民、住民の議論になっちゃうんだと思うんですけども、そうすると、もしかすると、区は地域の特性で踏まえた住民の自治を尊重するというのは、理念的なものなのかなと思ひまして、地域自治組織としては、区民はという今の表現でないと、全体の区民のトーンが相当変わっちゃうのかなという気がするんですよ。そうすると、理念のほうでちょっと考えなくちゃいけない部分かもしれませんけれども、それを何とか住民の自治を尊重するというのを理念に盛り込むとしても、地域自治の部分で住民自治の尊重を言わないほうが、地域自治としては全体の区民の定義との関連も含めていいというか、全体のトーンが合うのかなというふうには思うんですけども、いかがでしょうか。

区は地域の特性を踏まえた住民自治を尊重するというふうなことは、理念的な分野ではあると思うので、今の説明のとおりだと思いますけれども、そういったところに入れていったほうが、ちょっと今とっさに考えているので、うまい表現が理念のほうでできるかどうかちょっとわかりませんが、理念の部分と地域自治の部分がちょっとごっちゃになった文章になっちゃうかなという気はちょっとしたんですけれども、こだわらない。

○辻山座長 どうぞ。

○あざみ委員 私はちょっと単純に、区は地域の特性を踏まえた住民の自治を尊重し、区民が個性豊かで魅力あるというふうに言ったらいいんじゃないかなと思ったんですけれども。区民が。それで悪いという意見が出たんですか。（「出てない」と呼ぶ者あり）では、いいんじゃないんですか。そこでだれかが。でも、もうこだわらないと引っ込めたんですよ。（「個人的に」と呼ぶ者あり）それで理念……いいんじゃない。そうしようよ。

○辻山座長 そうしたら、それで先ほど御紹介いただいた案文で素案に入れるということいいですか。ちょっと僕がちょっとわからないのは、一番最後に言った、この条例の理念に基づきというのを挿入しましたよね。その趣旨はどんなことを考えておられるのか。

○菅野委員 別条例を定めるに当たって、こういった形態で三者でやるというところを、三者でという書き方ができませんので、この条例の理念に基づきというところで担保するという……。

○辻山座長 区民が主人公のという、あの基本理念のところをね。なるほど、了解しました。ほかございますか。

〔発言する者なし〕

○辻山座長 ないようですので、これを素案に入れるということにいたします。

それでは、次はその他検討を要する事項で、これまでに検討チームで作業をお願いしてきた分でございます。

最初に検討チーム1から、素案についての修正箇所等があれば御説明をお願いします。どうぞ。

○針谷委員 まず、素案検討シートの3ページでございます。

（4）のところですが、パブリックコメントでちょっと説明を少し加えてほしいと、突然のような気がするというような意見もありましたので、説明を加えるというふうにして、下線の部分を加えています。「わが国は、2000年に400本以上の法律を改正した」というようなことを書きまして、地域のことをだれがどうやって決めるのかということについて、新宿区の自治の基本理念に基づいて区政運営の原則を定め、区民、区議会、区長等の役割を明らかにし、自治の実現を図ることを目的とするということですのでというふうに、下線部分を、ちょっと長いですが、つけ加えさせていただきまして説明文を加えたというこ

とでございます。P 3です。

○辻山座長 P 3の下の方ね。（「あくまで説明文でしょう」と呼ぶ者あり）

○針谷委員 説明文です。続いてよろしいですか。

○辻山座長 どうぞ。

○針谷委員 続いて、5ページでございます。条例の基本理念でございますけれども、地域懇談会や区民討議会、その他のところでも、市民主権というような言葉がいろいろと問題といえますか、指摘されておまして、それは前文に盛り込もうというようなことで、7月29日の検討連絡会議でも話がされたところでございます。

骨子案では、①、②、③、④という形になってございましたが、この小見出しといえますか、見出し的に使っていた文章をやめまして、①として「区は、人権を尊重し、ひとりひとりを大切にする区政を行う」。②としまして「区は、区民が主人公の自治の実現を図り、区民は自治の担い手として地域の課題を解決するものとする」というふうにしまして、③と④につきましては、相当重複している部分がございましたので、③にしまして「区は、地方自治の本旨に基づく基礎自治体であり、確立した自治権をもち、区民自治を基本に構成される」というふうにさせていただきました。それで、やったことは、素案には本文を盛り込むことということで、その見出し的なものはやめましたということと、主語を統一させていただいて、区はというような出だしにさせていただいています。さっき申し上げましたけれども、④を削除して③の本文を残したというようなことになりました。

それで、あわせまして、左上6ページのところを見ていただきますと、（4）のところの説明文がございますが、この説明文については変えなくてはいけないというようなことになったところでございまして、後日の検討というふうにさせていただいています。

○久保委員 ③の一番最後に「区民自治を基本に構成される」という文言が、何だか前文におくれをとるような嫌いもあるし、また、これでは何か意味を付加するにもう少し必要な言葉が要るんじゃないかという気もするんですが、「区民自治を基本に構成される」というのが何かすっとんと落ちないんですよね。何を言おうとしているのか。

○針谷委員 これは骨子案から一言も変えていないので、そこはちょっと御了承いただければなというふうには思いますけれども。（「言っていることはいいんですよね。表現がちょっとあれだ」と呼ぶ者あり）区民自治を基本とするとか、そんな感じですかね。ありがとうございます。

○辻山座長 基本とする。わかりいいかな。

○針谷委員 区民自治を基本とすると変更させていただきます。

続きまして、まだありまして、9ページでございます。

用語の定義のところでございますが、用語の定義は先日御了解もいただいたところでござ

いますが、（４）の説明のところで、きょうちょっと多分時間がなくて行けないと思うんですけども、パブリックコメントや地域懇談会の中でも自治をやっていくのは、例えば用語の定義のところで新宿区の自治や地域の課題解決のためには、住民が中心であることはもちろんですが、さまざまな主体が担い手となることが欠かせませんというようなことで、パブリックコメントの答えですとか、地域懇談会でも答えておりますので、今の区民のところだと、まず住民としというようなことで、その辺のところをちょっと明確にパブリックコメントや地域懇談会で話していたような説明文をちょっと加えさせていただきたいというふうに思っております、これはチームの中でまだ検討していなかったことですが、パブリックコメントですとかといったところと整合性をとって書いたほうがいいのではないかと、うふうにちょっと考えているところでございます。

○辻山座長 どうぞ。

○佐原委員 迷惑ついでなんですが、実はこの区民の定義の、先日もちょっと座長にしかられたんですけども、今まちを歩いていると、やはり区民の定義が非常に問われていまして、実はこの素案に盛り込むべき事項の前の骨子案に戻れないものかと思っているんですが、もし戻れないのなら、この素案の盛り込むべき事項に解説をつけていただきたい。

これはどういう解説かといいますと、やはり区民が中心とか、区民が先頭に立ってとかという、そういうわかりやすい言葉で解説をつけていただきたい。

○久保委員 おっしゃるとおりで、それで今説明されたように、まずという言葉をもって佐原委員が言われたことをあらわしているわけですから、この言葉で佐原委員が言われたことは通っていると思いますけれども。

○針谷委員 座長、すみません、私説明がちょっと、言葉がうまく通じていなかったかもしれませんが、パブリックコメントとか地域懇談会の中でも、住民が中心なことはもちろんですよ。そのほかにさまざまな主体も担い手となることが大切なんですよというふうなことを答えていたり、今後パブリックコメントでも回答していこうと思っておりますので、その中心にという表現をこの説明の中にも入れさせていただきたいというふうに思っております、御了解いただければそういうふうにさせていただきたいと思います。

確認ですが、33ページ、国・他自治体との関係でございます。

こちらは7月29日の検討連絡会議の修正の確認ということでございますが、一番その下を見ていただきますと、ちょっと網がけしてございますけれども、当初の案としましては「地方公共団体」といっていたものを「自治体」に改めるということと、次のページにまいりまして「国際都市として」というふうに書いてございましたけれども、これを「国際都市としての自覚を持って」というふうに変えさせていただいたところでございます。

続いて、36ページも確認なんですけれども、これは7月29日に「4年以内」となっていた

ものを「4年を超えない期間ごとに」というふうに変えたということで、ここで確認させていただきます。

○辻山座長 素案の文章そのもののところも数カ所ありましたが、説明文のところもあった。これ双方含めて、いかがですか。よろしいですか。

どうぞ。

○高野委員 実は、最終的にまた出てきまして、ここに区民のほうでは〇〇委員会を、要するに最高規範性を担保する意味でも、これを設置してほしいというような要望が出てきまして、今のところですね。35ページのところで、それで、実際は私、チーム1なんですが、話の中でいろいろな形で進行管理だとかということで、その部分を委員会の目的や仕事のイメージはどうなるかとか、要するにそういうものをつくると形骸化するというふうな話し合いは実はしたんですけれども、それもそうなんだけれども、そうすると、本当の最高規範を担保するためには、この条例をどういう形でチェック、あるいはかかわっていくのかという部分で、初めてここが最高規範を担保できるんじゃないかというふうな話が浮上してきました、その部分をちょっと討議させていただきたいと思うんですが。

○辻山座長 提案がありました。これはこの黄色い資料の「区は、本条例の遵守と適正な運用のため区民・議会・行政で構成する〇〇委員会を設置する」と、これに当たる部分ですね。ちょっと進行管理委員会はちょっとかたいかなという感じがしないでもないですけれどもね。今の提案については、いかがですか。

どうぞ。

○針谷委員 委員会の設置につきましては、この場でも議論されたと思いますし、チーム1の中でも議論させていただいたところございまして、そのかわりにということでは全くありませんけれども、区民・議会とともに検証を行う。それも4年ごと、超えない期間ごとというところがありますので、実質的には何らかのものはつくらなくてはいけないというのが実際、現実的には出てきますので、条例の中でそういう諮問機関みたいなものを、あるいはそういうものをつくらなくても、言葉の中で担保されているので、その辺は間違いなくそういうふうにはなるとしますので、原案どおりにさせていただければと思います。

○辻山座長 それはどうですか。

どうぞ。

○土屋委員 この〇〇委員会をつくっていただきたいというのは、制度の検証とか見直しとかじゃなくて、地域に周知していくということも含めて設置していただきたいというのが、区民のほうからの意見です。だから、これとはちょっと何か、もうちょっと違うのかなと感じるんですけれども。

○辻山座長 そうすると、検証のための委員会と2つできる可能性もあるということですね。

ちょっと煩雑かなという気はしないではないけれども。

どうぞ。

○佐原委員　せっかくつくった条例を、恐らくこれから先心配なことだと思うんですが、この基本条例だけそういう委員会をつくって広めていくというのも大事かもしれませんが、これは委員会というのは、議会ができてから恐らくできるのか、恐らくこういう我々のこの基本条例の中で決めるものではないような気がするんですが。ですから、今先ほど針谷委員が言われたように、ここに担保されているものでつくっていくという方法が正解なのかなと思うんですが。

○針谷委員　進行管理の委員会を念頭に話をしていましたけれども、周知という話を出していただきました。周知という意味合いでいきますと、皆さんに使っていただいている新宿区の職員なり、新宿区として周知を図っていくのが筋だというのがまず第一にありますけれども、いろいろな御協力をいただけるということであればいいですか、一緒にやっていただけるというふうなことからすれば、条例で定めるのではなくて、別途そういうような委員会がいいのか、ワーキングチームがいいのかちょっとわかりませんが、そういうのをつくるのが現実的といいますか、つくっていくべきであって、そういうものも条例に全部盛り込むというのはちょっと無理があるのかなと思いますので、その辺また何か周知の方法ですとか、いろいろ御意見あったら伺いながら、何かいい方法を考えていきたいなというふうに、一緒に考えていきたいなと思います。

○辻山座長　どうぞ。

○根本委員　ほかの自治基本条例持っているところで、市民参加推進条例というのをまたつくるんですよ。それは市民参加推進条例の中で進行管理委員会というのはつくられて、検証していくというのはあるんですよ。僕は、だから、そっちのほうで市民参加の推進ということに対して、それこそ今言われたようなこととか管理含めて検証していくということはあるのかなというふうに思うんだよね。だから、結局自治基本条例のほうで言えば、この条例というか、この条例を超えない範囲で見直していくという部分で、そういうものを設置していくということのほうでいいんじゃないだろうか。

○辻山座長　どうですか。つまり、いずれにしても、設置するには区長なりが委員をお願いするというふうなことになるわけで、形は一緒なんだよね。一緒なんで、ただ、4年に一度の検証のためだけにつくるというんではちょっと不服だと。日常的な活動なんかもできるようにしたいと。周知徹底とか、中には研究したりするところもあるらしいけれども、という意味では、この素案に盛り込む事項の「この条例の理念を踏まえ」の後あたりに、何か設置の目的を足し込むことで可能になるかどうかということ、ちょっと検討の余地があるかなと。なかなかいい文言、私も見当たらないんですけども。

区民案のほうは、これ常設ですよ、多分ね。

どうぞ。

○高野委員 ちょっと余分な話になるんですが、一応区長が設置すると、どうしても区長の必要な時期に基づいてつくっていくという流れになってくるから、それでは本来の意味にはならないだろうから、そうすると区民だけでやっていくのかということになると、今、前から話があるような区民会議の後にみんなが残ってずっと継続していくという、そういう人の集まりがあるんですが、例えば今これ自治基本条例のもので、その流れの人たちが集まってやっていくという話もありましたけれども、それだけではやはり本来の意味の、いろいろな人がまじってこない、周知だとか、あるいはみんなの地域の本当の課題だとかそういうものが見えてこないだろうと思うから、だから、そういう部分も含めたひとつ何かの形を行政主導ではないんですけれども、区民サイドの位置づけ的なものは何かできないものだろうかというところが本来のねらい案ではないかって感じています。

○辻山座長 どうですか、これは行政としてはちょっとのみにくい。

どうぞ。

○針谷委員 今のおっしゃられたことは、事業として実施するというのは十分理解するところなんですけれども、条例というのはまた別のものなので、そこに盛り込む内容ではないというふうに思います。事業として実施するということだとすれば、いろいろ御意見とか、どんなことやりたいんだというふうなことも両者、もしくは三者でいろいろな検討した上で、そういうものを置いていくというのは考えられると思いますけれども、どちらかという事業ベースに近くて、条例にはそぐわないものかなと思います。

○辻山座長 どうぞ。

○小松委員 ここの意見を採用するかどうかは別にして、熊本市の自治基本条例の中ではきっちりと自治推進委員会を設けるとして、これと同じような文言が書き込まれているのがありますね。私今度視察に行ってきますけれども、研究してこないといけないなと思って、ちょっと遅いんですけれども、31日に行きますから。

○辻山座長 どうぞ。

○針谷委員 自治基本条例の中でも、まちづくり的な条例ですとか、今の自治推進委員会みたいな、何々を推進するんだというようなところで、こういうふうにやっていきたいと思いますというのであるとするならば、そのとおりに推進されているのかどうかを検証するとかという意味での委員会というのは置くことがあるというふうに思います。それは理念条例といった形でやっていきますので、そこでこんなことはすることはないと思いますけれども、ちゃんとやっているのかみたいな、委員会の設置はちょっとできにくいので、そんなこと思っていっぱいやりたくないと思いますけれども、やるとすれば、委員会を条例でつくるのではなくて、

事業として自治がどういうふうにいっているのかというようになところを考えていくほうがわかりやすいのかなというふうに思うところでございます。

○辻山座長 どうぞ。

○高野委員 先ほどから議会も理念条例というお話が出ました。それから、行政も今、理念条例って出ました。その話、一回もしたことないですね。なのに、両者は理念条例だ、理念条例だと言っている。理念条例って何なんですかねと。本来だったら……

○針谷委員 理念というところで引っかかったんだとしたら、申しわけなかったです。そういうふうな話がちょっと飛び交っていたので、私もそう思っていましたけれども、理念だからというわけではなくて、例えば計画をしていて、それをどういうふうにちゃんとやっているのかどうなのかとかというふうなところを監視する委員会みたいなところはすごく理解できるんですけども、そうではなくて、あるところでどのような自治が行われているのかどうなのかというのを調べるとか、啓発に入るとかというのは、またちょっと別のものなのかなというふうに思いますので、そういった意味で、すみません、理念という言葉が間違っていたとしたら申しわけないんですけども、そういうふうに感じているところでございます。

○辻山座長 どうぞ。

○高野委員 あくまでも推進というところが目的でありますので、ただそれを偉そうな形でチェックだとかというより、やはりこれから基本条例をどういう形で地域の皆さん、たった10回の地域説明会だけで理解できるんだろうとか、いろいろなことを考えていったら、これをやはり成就という言い方は不適切な言葉かもしれませんが、ちゃんと皆さんに周知できるのは、そういう形でやはり知らしめていくということによって、初めてこの条例が生きてきて、では、その区民って外国人含めてですけども、30何万人という数の方がどれだけ知っているのかということから始まったら、この推進という部分はやはりある意味で設置したほうが、よりこの基本条例の周知ができるというふうな考え方を持っている状況であります。

○辻山座長 前にも申し上げましたけれども、私は基本条例の中にこの手の委員会を書き込むということには、初めから反対です。条例の中で議会を設置し、区長を設置し、そして、自治推進委員会を設置するといったら、組織法上どんな関係になるんだという。だから、僕は枢密院と呼んでいるんですけども、そういうものをつくってどうするんだと思っていますけれども、実は市民とか区民の多くは、それがあってことによって、今後も自分たちはこの自治基本条例を育てていくというようことにかかわりを持てるんだという安心感といいましょかね、きっかけといいましょかね、そういう位置づけが大変強いようにちょっと思っておりますので、否定はいたしませんけれども、組織をつくる……実際にどんなことをやっているかというのは御承知でしょうか。川崎市にも推進委員会のような評価委員会はできているんですけども、私は座長だったので、とうとう通されてしまいまして、できているんで

すけれどもね……ようなこと何か、報告書をつくったりなんかはしているようです。

で、やるのであれば、先ほどからちょっと出ているように、この4年を超えない期間ごとに見直すんだよという条文とは別に、例えば自治推進委員会の設置なら設置という形で目的も書き込んで設置するというほうがすっきりするんだなという気はしますけれどもね。その権限の中に、この区長の検証の際に意見を申し出ることはできるというふうにつないでおけばいいと。そんな設計かなというふうに思いますけれども、これ行政としてはかなり嫌な話でしょう。わかるんだ。

○針谷委員 いや、何をさせていただくのかが決まっていない中で、委員会だけを設置しちゃうというのは、ちょっとそれこそ議論しないとまずいなという話になってしまいますので、ここは原文で入れさせてほしいなというような状況です。

○辻山座長 どうぞ。

○久保委員 基本的には、座長のおっしゃる意見としまして、はっきり言って憲法とみなしてつくって、そして、僕からすれば丸3年かけて、そして、区民検討委員会30何名の人を選んで、これだけの思いをしてつくった憲法に、率直な話、どういう人になるのか知らない、どういう構成でなるか知らない、この経過も何も勉強すればわかるかもしれないけれども、勉強って本か何か書いたもの読めば勉強じゃないですよ。本当に汗水流して時間をかけて頭使って、そういうものがどういう人かわからない人たちに来られた委員会で、絶えず検証されていくというのは、本当に私はつらい思いで、そんな軽い条例ではないんでしょうという気がします、僕は。憲法じゃないんですか、これはという、だから、そういう性格のものに普通の条例みたいに進行管理なんかされてたまるかという気持ちもありますし、そこまで言っちゃいけないけれどもね。

○辻山座長 ただ、その意気込みと動機はとても大事にしなきゃいけないので、繰り返しになりますけれども、そういう動きを区民検討会議の皆さんたちは引き継いで、区民の運動としてやっていくという、そのことがむしろ大事なんだろうなということはあるって、今回のこれも答えにはならないんですけれども、そういうふうにして、むしろ今後区長が検証するときにどのように絡んでいけるかということを、もう少し議論しておいたほうがいいかなという気はしますけれども、そういうふうに区長、さっきから何回も話しているんだけど、これが区民参加の担保にならないというのを、区長がどう選ぶかということについての信頼関係がないということなんです、やはりね。だから、それを一々区民から何名、議会から何名と書いたら、あほだよね、これ。区民の場合には、区民検討会議に入っていた人がとか書いたらますますばかだよね。何も保障なんかできないんですよ。

どうですか、これ、やはり委員会設置は相当きついんですか、外すと。区民検討会議。

○高野委員 どうしてもという気持ちは、本音はありますけれども、ただ、今ここで自分たち

でもどういう形でつくっていけばいいかというのは、まだ模索している段階なのに、それをあえて定義をきょうさせていただいて、これ討議したということは大事なことで、一応そういうことで、少し考えながら、これから行政とか議会のほうにお願いして、区民が回らなきゃいけないのかなと。そういう形で次の段階を迎えていく。今、私たちがここに携わっている間でも、ちょっとそういう形でやってみたいというふうに考えます。

○辻山座長 もうあくまでも、単項条例の可能性も追求していくということだと思いますね。

○高野委員 それともう一つ、すみません、行政のほうに、例えばこの条例に関しての問い合わせがどこにすればいいかという話は、前にお話が出たと思うんですけども、それを周知することによって、そこに相談というか、こういうことがあるよという情報がキャッチできるだけでも結構大きな役割になるかと思うんで、その辺もちょっと踏まえながら、ちょっと組織的なことはちょっと考えたいなというふうには思っています。

○辻山座長 そうですね。これ条件は制定されても、自治基本条例に関するセクションが新たにつくられるということにはなりにくいですね。そういうたぐいの話じゃないですね。
（「所管は決まっています」と呼ぶ者あり）所管は決まるわけですか。

○針谷委員 必ず条例は所管が決まっていますので、今このままいけばというか、基本的には企画政策がこの条例を所管するということになると思いますので、所管があやふやな条例というのは一本もありませんから、それは大丈夫です。

○辻山座長 そういうことで進めていいですか。はい。
御協力ありがとうございます。

○野尻委員 お願いします、1つ。

時間ないんですけども、区民検討会議からもう一つ検討していただきたいことがあります。ページ32ページです。

教育を子どものところに入れてほしいということなんですね。それで、憲法でも26条で教育をうたっていますし、それから、世田谷の子ども条例見ても、やはり自分の意見を言えて、社会に参加することのできるというのが1つあると。もう一つはきちんと学ぶとか、そういうのも入っているんですね。ですから、ここでは子どものところに、素案に盛り込むべき事項の子どものところですね、「子どもは、社会の一員として自らの意見を表明する権利を有し、すこやかに育つ環境が保障される」。この説明として「すこやかに育つ」の中に、心身の成長と教育等とここに入っているんで、これでいいのではないかということではなくて、教育はもう一つ文言を入れていただきたいということなんです。それでどのようにするかと申しますと、ちょっと今考えたんですけども、すこやかに育ち、また、教育を受ける環境が保障される、そんなふうに教育を一言入れていただきたいということです。

○辻山座長 いかがですか。

○佐原委員 最後の最後になりますけれども、この自治基本条例、検討チームの2の方たちは大変検討した結果だと思うんですが、この条例に限って、子どもだけが入ってくるということと、それから、1つはここに子どもが入るならば、障害者の問題、高齢者の問題が必ず入らなければいけないんじゃないかなというのは、私個人的にそう思うんです。教育とか子どもというのは、この自治基本条例の中で区民の一人として、やはり一人の人間として認知されているんじゃないかなと私は思うわけですが、それで、この子どもの条項ですね、私はどちらかと言えば削除をしたほうがあれなのかなと。なぜなら、子どもだけが見るあれじゃないわけで、そこに高齢者なり障害者が必ずついて回ると思うんですよね。そういう意味では、子どもの欄は、私としては抜いてほしいなというふうな感じがします。でなければ高齢者も入れなくちゃいけないし、障害者も入れるべきかなと。

○辻山座長 ということになると、それはある意味議論済みというふうにしたいところなんですけれどもね。その上で、いろいろ意見が出たので、それを集約したところ、大体こういうふうな社会の一員として、これは多分子どもの権利条約なども念頭に置いての話だと思うんですけれども、というところでここに落ち着いてきたと。

もう一つは、区民検討会議で従来から言っている教育を受ける権利といきましょうかね、ということについて、ちょっと入れたらどうかという提案はありますけれども、障害者や高齢者も書くべきだということまでいくと、話はふやしということにちょっとになってしまうということを私は危惧しているんですけれども、皆さんはいかがですか。

○針谷委員 私も実はチーム1の中で、これはどうなのという話もさせていただいていたことがありますして、そこはもう議論したじゃないかというふうなことございまして、原案どおりいくということであればまだしも、これにさらに手を加えるのであれば、ほかも手を加えるのか取っちゃうのかという話になるとは思うんですよね。ですので、やはり教育のこだわるところはよく理解もできるところでございまして、三者で一応合意をされたというところもございまして、変えるならばほかもいろいろ変えたい、もしくは落としたいという話をしなくちゃいけなくなっちゃうと思いますので、どうなんですかねって私は答えというか、意見にもなっていないんですけれども。

○辻山座長 土屋委員。

○土屋委員 教育に関しては、前文で最初に検討したときに、区民案のほうというか、最初の案に教育の文言が入っていたんです。それがいろいろやっているうちに、きょう決まった前文から教育という文字はもう入っていない、抜けています。

で、そんなことも踏まえて、ここではどうしても教育的な言葉を入れたいというふうに区民側で話し合いました。さっき野尻委員がおっしゃったんですけれども、それよりももっと簡単に、私はすこやかに育ち、学ぶ環境が保障されると。学ぶという言葉を入れると、

何かさらっと教育のことも、教育という文字を入れるとも何かすごくかたくて、特別な感じがするので、こんな感じでいかがでしょうか。

○辻山座長 どうぞ。

○木全委員 区民の権利のところ、区民は自治の担い手として生涯にわたり学ぶ権利を有するというふうに、ここでいう区民の中には当然子どもたちも入っているというふうに理解しているんですけれども、改めて学ぶ権利をそこで再定義する意味が、同じ条文の中で2つ定義するようになると思うんですけれども。

○土屋委員 先に言ったのは権利であって、それで、ここでは育ち学ぶ環境が保障されると、担保されるという意味合いでここに入れていただきたいと。

○木全委員 しつこく議論するつもりはありませんけれども、権利を有するためには、それに対して何かアクションを起こす必要があるということは、この条文で当然権利を持っていれば、その権利を保障するための環境づくりというのは、行政なり区民に課せられた課題というふうに普通は解釈できるというふうに思っていますけれども。

○辻山座長 どうぞ。

○小松委員 私はすこやかに育つ環境には、教育が必須、入っていると思うんですね。

○根本委員 相当議論した話でしょう。教育とかこのことについてはね。そして、作業チーム2でまとめたわけですよ。たがら、またそれを持ち帰ったら、意見があるという話で言えば出てきちゃうんだよね、いっぱいね。だから、足りない分はまた4年ごとに見直すとかね、あるいはどこかで何か個別条例の中でもっと検討していくとかということじゃないかという、我々でこうやったんだよね。一生懸命ね。ということは御理解……。 （「ただ、前文に入っていたんですよ、このときは」と呼ぶ者あり） あそう。 （「それがなくなっちゃったんだ」と呼ぶ者あり） けれども、区民の権利で一生懸命やったわけだよ、そっちのほうにはね、学ぶ権利って。それから、教育の問題というのは、議会が一致していろいろな意見をこの前申し上げて、それで作業チームに送ったんだよね。だから、あんまり何回も言うのは、私も余り言いたくないというか、余り言うべきことではないんだけれども、いろいろいろいろ言い出すと、またいろいろいろいろ出てくるという話になる。

○辻山座長 どうぞ。

○小松委員 今の根本委員の御意見ですけれども、そういうんじゃなくて、私はすこやかに育つ環境が保障される中に教育は入っていると思います。今さらという論議じゃなくて。 （「それは、だから、解説に書いてあるわけでしょう。だから、そういう検討をしたんでこの文章に入れたんだ」と呼ぶ者あり）

○辻山座長 どうぞ、樋口委員。

○樋口委員 おっしゃるとおりだと思います。すこやかに育つ環境の中には教育が保障される

環境も含まれているということ、そうだと思うんですね。で、あともう一つ、もうちょっと言うと、社会の一員として自らの意見を表明する権利を有す、これも区民という中にあるんですよ。だけれども、ここで高齢者や障害者もというお話もあったけれども、やはり私たちは未来に、次の世代に期待したいし、それこそ権利を持って育ててほしいという意味で、子どもという項目を設けたんですよ。だから、それは子どもだけでなく、大人だってそうなんだけれども、でも、子どもということを1つ際立たせようということで設けたわけで、そういう意味ではどこも重複するんです。それで、区民検討会議の中では、やはり学ぶ教育というもののことにかなりこだわる意見が出まして、それで今のような提案になったんです。ですから、重複しているということは、そのとおりなんですけれども、ここでもう一度言いたい。しかも、あんまり長くではなくて、最低の言葉としてそこに一言子どもの中に入らないかということで提案させていただいたと思っています。

○辻山座長 どうぞ。

○久保委員 今、樋口委員も言われたんですけども、教育、それから、環境、それから、福祉、障害も含めて、あるいは個別に言うと高齢者とか障害者とか、さまざまなそういうものすべて超越したというかな、言葉、超越するっておかしい……そういうものをすべてを超えたところに子どもがあって、そのために子どもだけは1個起こそうということで、第2チームは、そして、その言葉を思いを込めて育つというところに、心身の成長と教育というのをわかってもらおうよという簡潔な言葉でやろうと決めたんですよ。だから、そこら辺で、最高の言葉ができたって僕らは言ったんだよね、土屋さんも含めて。本当に。

○野尻委員 よく理解できるんですけども、子どもの条例というのを見ますとね、学ぶでいいんですけども、学ぶというのはまたもう一つあるんですよ。ですから、ここにそれ入ってしまうということでなくて、しっかりとここで育つ、学ぶというのを押さえないんですね。育つだけじゃなくて、学ぶというのもしっかりと条例にはありますね。

○辻山座長 どうぞ。

○久保委員 2字入れるだけで、だれも困る人はいないんですよ。さっき言われたけれども、そういう子どもっていうのは特別の子があるんだという意味で子どもを入れたところに学ぶが入ったって、前にあったっていいじゃないですか。子どもっていうのはそういう意味をもってつくったんですよ、いいですよ。学ぶが入ったっていいでしょう。

○辻山座長 どうぞ。

○針谷委員 思い入れといいますかね、子どもは特別なんだというのは理解できないわけじゃないかもしれませんが、では、子どもだけが特別なのかというものも一方であると思います。それは久保委員の意見としてはわかりますけれども。（「第2チーム全員の意見ですよ」「いやいや、私はそれ言ってないです」「そうか」と呼ぶ者あり）なので、だから、子ども

だけなんだというのは、一たん合意したことでもありますのでね、余り否定するつもりもないですけども、そういう考えの方だけではないというのはちょっと理解したい。

○**根本委員** 野尻委員の言われたことは、多分子どもの条例とかね、そういう中でもっと精査することはあると思うんですよ。だから、ここをいろいろな条文が多分パブリックコメントの回答なんかも含めて、そういう思いがここには入っていますよとやっているわけだよね。それでこのすこやかに育つ環境が保障されというのは、説明の中で我々は心身の成長、教育とと入れているわけですよ。だから、個別条例のときにもっとそういう学ぶ権利はどうするのか、何はどうするのかということで、詰めていくことは必要かもしれないけれども、何もかもここに文言として入れるということを、逆に言えば規制するというか、ある意味ではそれが拘束するんだよね。

○**野尻委員** 教育を入れて規制になるんですか、わかりません。教育じゃなくて学ぶということを入れて。

○**根本委員** だから、子どもの条例をつくるときに、すこやかに育つ環境が保障されることについて、個別に書き込んでいくわけでしょう。（「そうですね、いろいろありますよね」と呼ぶ者あり）だから、その中に学ぶを入れていくことも当然あるでしょう。

○**野尻委員** ただ、これ基本なんですよ、育つと学ぶっていうのは。学ぶというのは特に人間、子どもが育つ上での基本なんですよ。だから、学ぶというのはちょっと別な話なんです。

○**辻山座長** どうぞ。

○**小松委員** 私は育つという中に学ぶも入れないで育つことはないと思いますので、反対に言う、育つということが体躯的な環境だけじゃなくて、身体的、これは育つ中には必ず学ぶものが、反対に含めていかないといけないと。子どもが育つために学ぶが必須だと、こういうふうに発想を転換していったほうがいいと思うんです。子どもが育つためには学ぶことはもう絶対必須。育つ中に学ぶも入っているわけなんです。学ばないと育ちません、子どもは。と思うんですけども。だから、育つという意味は植物が育つ以上の、人間ですから、学ぶことが入っていると思うんです。だから、育つ環境というと、学ぶということは当然入っていると。愛情もいただき、もっともっと大きな意味でいろいろなことが入っているととらえると思うんですね。

○**久保委員** これだけにお答えします。

小松委員のおっしゃること、もっともだと思います。だから、学ぶが入っても全然おかしくはないと思います。おかしくないと思いますよ、わかりいいもの。

○**辻山座長** どうですか。

○**小松委員** 私は入ってもいいんですよ。ただ、根本委員の考えは、ある程度それほど差がないところは、せっかくここまで詰めてきたものをこういうふうに変えていったいいのかとい

う、また別の、これ全体的になってくるんじゃないかというのが、今切羽詰まった状況でいるわけなんです。それが私はすごくわかるから言っているだけなんです。ほかに波動がどんどん行っても困るということはわかってあげていただきたいと思います。（「よくわかります」と呼ぶ者あり）

○野尻委員 区民検討会議から託されていますので、申し上げただけです。

○根本委員 だからね、いいですか、そういうこと言えば、ここは相当議論したんですよ。そして、作業チームに送られた。我々が作業チームだけれどもね。そして、こういう言葉を練り上げたんですよ。それをもう一回戻ってきて、こういうふうに言われたから学ぶを入れてくださいって、今この時点ではもうそういうものは私はもうほぼ作業チームにゆだねたというふうに思わなくちゃいけないというふうに思っているんですよ。いや、入れなくちゃいけない言葉はいっぱいあると思いますよ、そういうふうに言い出したら。そうしたら、もう一回全部あれじゃないですか、詰めていく……

○野尻委員 今さら持ってきてとおっしゃいましたけれども、やはりすべてを総ざらいしました、区民検討会議でも。全部を。そういうときにどうしてもこれだけという、これだけと、さっきの推進、そういうことだけなんです。総ざらいしたときに何もありません、はい、全部オーケーという話ではないですよ。どこへ持っていったらいいんだと言えなきゃなんですよ。

○あざみ委員 総ざらいという話で言えば、議会も一応総ざらいというか、1回並べて全部見てみようというのをやりましたし、それこそ会派に持って帰って、私たちもそれぞれ見ました。その結果、少し出てきたものというのものもあるわけですよ。これからまだ言っていないことも幾つかあって、絶対だめだという話ではないけれども、根本さんがおっしゃっているのは、ここはすごく議論してきたところじゃないかということですよ。全くだめだという、これ以上何もほかのところでも言うなということではなくて、そういうことで、私は後で言いたいことがあるので、そこは担保しておいてもらわないと。何かこの議論をしていると、何かもうストップみたいになっちゃうので。

○高野委員 すみません、落としどころもここに書いてあるからという事由だと、余り通らないので、だから、できたらちょっと違う御意見があるといいかなとさっき思っていたんですよけれども、どうもお話聞いていて、ないですよ。ということで、わかりました。

下げましょう。（「解説があるんだもんね」「いやいや、その話しするとまた延びるから、だから、やめてください」と呼ぶ者あり）

○辻山座長 検討チーム1からの説明について質問していたんだけど、もう2とか入っているし、検討チーム2のほうから説明をお願いします。

○野澤委員 2で申し上げますと2点ございます。

まず、ページの左上18ページでございます。

解説のところになるんですが、（４）（２）の説明の中の２段落目の頭のところです。区長の役割としては、区長は、選任と書いてあるところなんですが、一応これを選出という言葉に直したいというふうに考えております。これについては、パブリックコメント、またはこの間の懇談会の中でも、以前は区長の公選制ではなく、官選制のときにこれを選任という言葉が使われているので紛らわしいと。よって、選挙という手続を経て任命はされているんですが、わかりやすい言葉として選出というふうに変えたほうがいいんじゃないかというところで、２の中では論議をしたところでございます。

よろしいですか、では、２点目でございます。24ページです。

こちらの（２）５の素案に盛り込むべき事項①でございます。内容としましては、下線が引いてあります公正・公平な視点に立ちという文言を入れるべきではないかという結論で書かせていただきました。理由としましては、これもちょうどパブリックコメントの中で出てきたんですが、その公正・公平の後ろにある、当初は効果的かつ効率的な公共サービスの提供に努めるという文章だったんですが、これだけでありますと、結果的に弱者切り捨て、効率優先という意味合いが強いのではないかということで、一応そうではないんですが、そういった方々の視点に立ち、かつ公平・公正な判断というのを言葉的にも入れるべきじゃないかというところで、こちらのほうで挙げさせていただいたものでございます。

○辻山座長　いかがですか。

どうぞ。

○あざみ委員　これ、今のところはいいんですけれども、この１番から６番までの順番が変わったというのは、どこかで説明があったんでしたっけ。私が忘れているだけですか。財政基盤は、前が５番……何か１つ項目ふえているし、しかも。

○久保委員　これは、主語を統一しようとな、順序は。区長は最初に３つ並べよう、それから、区の行政機関は最後に３つ並べようという理由で変えたんです。（「何かありましたね」と呼ぶ者あり）そういうことです。

○辻山座長　ほかに。

○あざみ委員　それはわかりました。

それで、先ほど言ったざっと見直したときに思ったところで、区の行政機関という言い回しが、これも議論があってここに落ち着いたという経過は覚えてはいるんですけれども、ちょっと会派に持って行って見たときに、区の行政機関って何て言っているの、何のことを言っているのというふうなことがありまして、いわゆる執行機関というようなことがほかの条例ではありますけれども、それをそう言いたくなくて、こういうふうにしたんですよ、たしか。逆にそれがわかりにくく見えるよというふうに言われまして、ほかのいい表現を考え

ようよと言ったんですけれども、それが出てこないという段階では、これの説明を定義するか、定義でじっくりいかなければ、せめて解説でしっかりするか、必要じゃないかという意見がありましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

○辻山座長 これ新宿区では区の行政機関と言ったから、区長、補助機関、行政委員会、そういったひな形あるんですか。何と何と何と何だよって。

○木全委員 特にひな形は、行政機関という言い方は今までしたことございませんので。

○辻山座長 そうか、そういう意味では執行機関であれば法律上もありますからね。

○木全委員 それを表現としてわかりづらいということで、区の行政機関という言葉にはしていただくんですけれども、逆に言うとわかりづらいというところもある。で、用語の定義の中で、そういったものもそういうふうに定義しておかないと、不明確になってしまうのかなという思いは持っていますけれども、私は。条例の策定上はそういったこと、ほかにも職員という言葉も非常に範囲が広いので、用語の定義で今、区民だけですけれども、それを今回、今までの議論を踏まえた形で、職員とは自治法で定めるこういう人をいうんだというようなことは、用語の定義で定めておかないと、後々不明確な職員のままでいってしまうんじゃないかというようなことはあるし、行政機関についても、定義としては入れていくというのが文章構成的には少し議論されているところです。

○辻山座長 ただ、いずれにしても、具体的な条例化に当たっては、そこをはっきりさせないと、対象がわからなくなっちゃうのでね。その場合、監査委員なんかも一応執行機関には入っているというか、条文上は入っているようだけれども、しょうがないですね、そういうことですね。

この場合は、だから、行政機関には監査委員も入っていると考えて。ですね。それはどこかスペースがあったら、本当はちょっと説明書きにしておいたほうが、実際の原稿作業のときには楽かもしれないなんて気はしますけれども、特別なあれは要らないんでしょう。従来言われているものを列記しておけばいいと。

○木全委員 またこれを基本条例の用語の定義でもう一回やり直すとなると、また一仕事になりますのでね。（「どこかに書いておいてということでしょう」と呼ぶ者あり）

○辻山座長 区長等もあるの。

○高野委員 目的のところなんですけれども、2行目のところで、区民・区議会・区長等のということで、前はここの部分の説明が下に説明書きがついていたんですけれども、ついていきますよね、後ろのところね。これここで区長等とは区長、行政委員会とその職員を指していますということで書いてあるから、こういう形で書けばいいのかなという感じです。

○辻山座長 そうですね。それちょっと入れておいていただけますか。しかし、これから検討チーム開くわけにもいかなないので、専門委員のところちょっと加えていただくということ

でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○辻山座長 そのほかありませんか。

どうぞ。

○あざみ委員 続けて言ってしまいますが、21ページの職員の責務というところですけども、素案のほうの①の「新宿区を愛し、区民との協働の視点に立ち」というところがありますが、区民との協働の視点、「協働の」が要るんだろうかと。必要なんだろうかと。要するに、協働の視点はもちろんなんですけれども、協働の視点だけじゃなくて、もっといろいろな区民の視点に立つべきじゃないかということで、ちょっと引っかかりまして、小委員会でも提案をしましたら、「との協働」を取って「区民の視点に立ち」がいいんじゃないかというふうに、これは小委員会でちょっと認めていただいたんですけども、その辺がどうかというところが1つあります。

それから、ちょっともうついでに言っちゃいますけれども、これは本文じゃなくて説明、その下のほうの説明の「職員は、新宿区を愛するという気持ち（愛区心）」というふうに書いてありますけれども、愛区心という言葉が愛国心につながるような言葉でありまして、説明書きのところではありますけれども、ちょっとこういうのは引っかかるということで、会派で言われまして、議会のほうに持っていったら、それも消してもいいんじゃないのというのをいただいたので、そこも検討していただければと思います。愛するという気持ちを土台に通じるんじゃないんでしょうか。

○辻山座長 愛区心という熟語はあるの。例えば基本構想とか何かに入っているとか。では、これ要らないということでもいいんですね。

上の「との協働」を削除するについてはどうですか。（発言者あり）

○根本委員 私は小委員会で協働を取ってもいいと言った記憶はないんです。そうじゃなくて、区民の視点に立ってというよりは、もう一步進めて、区民の視点に立って、区民とともにということなんですよということで、一步進めて協働なんだというふうに私は言った記憶があるんですけども。あのとき私はそう言わなかったっけ。（発言者あり）

○辻山座長 協働はここは初めて出てくるね。（「協働とは何だという話にまだなっていないですね」と呼ぶ者あり）そうでしょうね。

○事務局 23ページの区政運営のところに、もう一カ所、区政の参加及び協働の機会を提供しなければならないというところで使っております。素案の24ページになりますが。同じ表現で使われております。

○辻山座長 これいかがですか。区民の視点に立ちというふうにすっきりさせる、区民とともに入れるの。それはいいんですね。さっき取り下げた。恐らく、これ議論していくと、協

働という概念、職員との関係だけで矮小化するなみたいな感じもちょうとあることはあるんだよね。では、これ取りますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○辻山座長 区民の視点に立ち、自治の実現に努める。

ほかの意見を求めます。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○辻山座長 それでは、チーム3からの御説明をお願いします。

○菅野委員 チーム3は、本日区分ゼロ、6、7大変御議論いただきましたので、ここでは特にございせん。

○辻山座長 なし。

そうすると、以上で検討チーム等が終わりましたので、今までとは別、もう大分出ているような気がするんですけども、この全体の検討シートの中で、まだここは論点残っているじゃないかというようなところがあれば、各委員から出していただくという時間をとりたいと思いますけれども、何かございますか。今の1から3でもう出ちゃったんだろうなと思いながら聞いておりましたが。

○木全委員 1つだけちょっと、全体の整合性見ていた中で気になったんですけども、役割と責務というのは、前にも一たん議論したことあるんですけども、こうやって改めて見えますと、責務は区民についても責務ですし、議会についても責務、区長だけ役割という言葉で表現が残っているということを考えると、ちょっと区民の責務という定義があって、区民は権利と責務がありますが、議会のほうも議会の責務、議員も責務になっているわけですね、今のところ。区長だけが役割、それから、行政機関も役割と責務というふうに2つ並べていますけれども、あえて当初の議論だと、役割のほうが少しやんわりとした表現というんですけども、逆に区民サイドに対して責務としてあるのに、区長のところが役割というふうな感じで定義されているということを考えると、文章の中身を見ましても、区長の役割のところに「行わなければならない」というかなり強い表現でやるとすれば区長の責務、あるいは職員の行政機関の責務というふうに統一をしたほうが、全体の中で役割、責務をどう使い分けたのか、結果として不明確になっちゃっているのかなというふうに思いますので。

○辻山座長 そうすると、一番簡単なのは区長のところも責務にすれば早いということですね。それはいいですか。

○久保委員 異議ないんですが、協働のところで、前に確認したと思うんですけども、なければならないという言葉がこの自治基本条例からなくそうよという話があったはずなんです。するものとするということに統一しちゃおうよって。それについては、いいですよ。

○木全委員 それは全体的な調整の中で、するものとするという。

○久保委員 何カ所かありますのでね、今のところ全部、役割のところはみんな「なければならぬ」になっているんです。

○辻山座長 そのほかございますか。

〔発言する者なし〕

○辻山座長 ないようですので、一応これで素案に盛り込むべき事項についての検討を終了するという事になります。

パブリックコメントと、それから、答申の形式といいましょうか、形については次回でいいの。24日で。

○事務局 パブリックコメントにつきましては、次回24日の議論としたいと思いますので、各委員、回答内容をごらんいただきまして、何か指摘事項があれば次回指摘していただきたいと思います。

もう一点、資料7のほうの自治基本条例素案構成案たたき台ということでお示しさせていただいておりますけれども、本日の議論を受けて、この素案の構成案の形でできれば次回つくったものをお示しさせていただきたいと思っておりますけれども、そこだけこの内容で構成をつくっていいかどうかだけ御議論いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○辻山座長 では、ざっと見ていただいてどうですか。

どうぞ。

○あざみ委員 用語の定義というのは、できるだけ早く持ってくる必要があるんじゃないかなと。読むための解釈。通常の条例だと、用語の定義って随分上ですよ。目的のすぐ後ぐらいに来ませんか。ですよ。その辺は、読む人は定義が早く来たほうが読みやすいのかなと思いますけれども、これではちょっと遅いような気がします。

○辻山座長 確かに条例の目的のところにも区民という言葉出てきますしね。そうだね。次の基本理念にも出てくるので、それは早いほうがいいと。（「一番前に持ってくるわけにはいかないんですか。目的の後」と呼ぶ者あり）そうですね。

○木全委員 位置づけと。

○辻山座長 ほかはいかがでしょうか。

○根本委員 座長、あれでしょう。24日に、だから、ぱっと変えてみて、多少の修正はできるわけでしょう。で、24日に確認。

○事務局 この構成でとりあえず案をつくらせていただいて、お示しして、その中身を見ていただくと。つくりに対して、案はこの形でとりあえず着手させていただいていいかということを確認させていただきたいということです。

○辻山座長 24日。「はじめに」は僕23日中に書けばいい。きつくなっちゃったな。

そのほか、この構成案についてよろしいですか。御意見あれば。

〔発言する者なし〕

○辻山座長 ないようでしたら、これに沿ってまとめていただきたいと思います。

パブリックコメントについては次回お諮りをするということで、きょうは大変遅くなってしまいましたが、これにて……

○事務局 本日、骨子案検討シートの修正が発生したところにつきましては、事務局まで月曜日までに修正の上、お送りいただきたいと思います。

それとあわせまして、次回の会議なんですが、この条例の正式名称についても議論していきたいというふうに思っておりますので、それぞれ何か名称ついて提案等ございましたら、来週月曜日までに事務局までに御提案いただいて、それも題材にしてこの場で議論していただきたいというふうに考えております。

○久保委員 今言いました提案は当たり前のことかもしれませんけれども、通称ですか。正式名称のことをいっている、通称ですか。

○事務局 正式名称のことを申し上げております。

○久保委員 座長、自治基本条例以外の正式名称は考えられるんですか。

○辻山座長 結構あることはあるんですよ。自治といわずまちづくり基本条例とやっているところもありますし、文京区なんかは文の京何たらとかね。（発言者あり）ということですので、アイデアを出していただきたいということです。

それでは、散会いたします。

○事務局 座長、すみません、あと素案の説明が記載されていないところが幾つかございますので、素案の説明書きが必要なところにつきましては、それも追加の上、事務局まで月曜日までにお送りください。それは専門部会委員の方にとりあえずつくっていただいて、それをこの場で次回確認していただくという形をとりたいと思いますので、専門部会の委員の方、よろしくお願いします。

散会 午後１１時３２分